

## 大磯町地域防災計画修正案にかかる意見と対応について

各委員や町各課から寄せられた意見総数 90 件

うち

意見を踏まえ修正したもの 53 件

( 地震災害編と風水害対策編の重複あり )

文言修正等を行ったもの 24 件

その他、質問や要望など 13 件

## 大磯町地域防災計画 修正案に対する意見と対応

番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
1	地震災害対策編 総則第1節第1項 (頁:総則第1節-1)	<p><b>【修正意見】</b>  「～大磯町地域防災計画（以下「本計画」という。）」は、～、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条の規定に」  のよう下線部分を削除または※注として別に記載。</p> <p><b>【提案理由】</b>  全編に渡って、条例条文の記載形式があるが、読みにくい、分かりにくい。</p> <p><b>【H24.12.26配布内容】</b>  総則  第1節 計画の目的、位置づけ  第1項 計画の目的    大磯町地域防災計画（以下「本計画」という。）は、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条の規定に基づき、大磯町の地域（以下「町域」という。）に係る地震災害の対策について、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び東海地震に係る事前対策等に関する事項を定め、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより防災の万全を期するとともに、社会秩序の維持及び公共の福祉の確保に資することを目的とする。</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p> <p>総則  第1節 計画の目的、位置づけ  第1項 計画の目的    大磯町地域防災計画（以下「本計画」という。）は、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、大磯町の地域（以下「町域」という。）に係る地震災害の対策について、災害予防、災害応急対策、災害復旧に関する事項を定め、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより防災の万全を期するとともに、社会秩序の維持及び公共の福祉の確保に資することを目的とする。</p>	修正する
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
2	地震災害対策編 総則第2節第1項 (頁:総則第2節-1)	<p><b>【修正意見】</b>  人口がH22.4.1で古いので最新にする。</p> <p><b>【提案理由】</b></p> <p><b>【H24.12.26配布内容】</b>  総則  第2節 町勢の概況  第1項 地勢及び位置    本町はほぼ県央の南部に位置し、南は平地と砂丘をもって相模湾の中央部に面し、北部は高麗山、鷹取山等の大磯地塊の丘陵地帯を形成して平塚市に接し、東は金目川（花水川）により平塚市と界し、又、西は二宮町に隣し、南部は平地と砂丘となっている。東西7.6キロメートル、南北2キロメートルの稍長方形の形状をなし面積17.232平方キロメートルにして人口32,776人（平成22年4月1日現在）を有する。又、北西部は淘陵台地をなし、丘陵地帯との間は多少の丘陵起伏がある以外は、大体狭長な平地であり丘陵地帯は本町面積の約35%に当り、坂田山、代官山等を水源として鳴立川が南流し市街地にかかる暗渠となり相模湾に注ぎ、又、丘陵中央部の王城山、紅葉山より発する三沢川は市街地を通って海岸沿に流れ、河口は平塚市に達している。土沢の丘陵に源を発する不動川は、谷戸川及び長谷川を併せ、東北部を南流し、生沢本郷の沖積平地を通り河口で二宮町海岸砂丘の内側に沿って東流する葛川に合流し海に注いでいる。  東部の金目（花水）川は上流を丹沢水系とし、河口は平塚市に属し平塚市境の古花水川及び小桜川は金目（花水）川より分流されている。  町の南部は平坦地で国道1号と海岸沿いに新湘南国道（西湘バイパス）が走り、JR東海道本線が国道1号と並走し、北部の丘陵地帯には、国道271号（小田原厚木道路）とJR東海道新幹線が東西に横断している。国道1号の沿線は住宅地商店街を形成し、駅北側の丘陵地域及び生沢、国府新宿の北部は住宅地として開発されている。</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p> <p>→ 人口データは時点修正を行う</p>	修正する

番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
3	地震災害対策編・ 総則第4節第1項 2(1) (頁:総則第4節-1)	<p><b>【修正意見】</b> ブロック塀、石垣等（具体的に石垣を追記）</p> <p><b>【提案理由】</b> 大磯は石塀が多く、かつ長期に渡り歴史があるためふくらみの状況でいる所があるため</p> <p><b>【H24.12.26配布内容】</b></p> <p>総則</p> <p>第4節 計画の推進主体とその役割</p> <p>第1項 計画の推進主体とその役割</p> <p>2. 町民及び事業所の基本的責務</p> <p>(1) 町民の基本的責務</p> <p>・「自分たちのまちは、自分たちで守る」という自主防災の視点に立ち、町民は、3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄や家具・ブロック塀等の転倒防止対策の実施等の予防対策、家族の連絡体制の強化、行動のルールづくり等、自主的な防災対策に努める。</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p> <p>・「自分たちのまちは、自分たちで守る」という自主防災の視点に立ち、町民は、3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄や家具・ブロック塀<u>や石垣等の倒壊防止対策の実施等の予防対策、家族の連絡体制の強化、行動のルールづくり等、自主的な防災対策に努める。</u></p>	修正する
4	地震災害対策編・ 総則第4節第1項2 (頁:総則第4節-2)	<p><b>【修正意見】</b> 防災活動の推進による努める→ 推進に努める</p> <p><b>【提案理由】</b></p> <p><b>【H24.12.26配布内容】</b></p> <p>総則</p> <p>第4節 計画の推進主体とその役割</p> <p>第1項 計画の推進主体とその役割</p> <p>1. 防災関係機関の実施責任</p> <p>2. 町民及び事業所の基本的責務</p> <p>(1) 町民の基本的責務</p> <p>(2) 事業者の基本的責務</p> <p>・事業者（管理者）は、災害対策の責任者を定め、地震災害時に従業員の取るべき行動を明確にし、地域住民及び自主防災組織と連携して、地域における防災訓練等に参加するための体制を整備するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の<u>推進による努める</u>。</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p> <p>・事業者（管理者）は、災害対策の責任者を定め、地震災害時に従業員の取るべき行動を明確にし、地域住民及び自主防災組織と連携して、地域における防災訓練等に参加するための体制を整備するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の<u>推進に努める</u>。</p>	修正する
5	地震災害対策編・ 総則第4節第2項 3 (頁:総則第4節-3)	<p><b>【修正意見】</b> 組織再編による名称および役割の変更</p> <p><b>【提案理由】</b> 組織再編による名称および役割の変更</p> <p><b>【H24.12.26配布内容】</b></p> <p>総則</p> <p>第4節 計画の推進主体とその役割</p> <p>第2項 防災機関等の業務大綱等</p> <p>1. 町</p> <p>2. 県</p> <p>3. 指定地方行政機関</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p>	意見に対する考え方

		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関等の名称</th><th>責務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産省関東農政局 神奈川農政事務所</td><td>1 災害時における<u>主要食料の供給</u>に関する連絡調整</td></tr> <tr> <td>国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所小田原出張所</td><td>1 災害時における管内区域の国道（一般国道1号）及び橋りょうの通行確保 2 管内区域の国道（一般国道1号）及び橋りょう被害調査及び災害復旧</td></tr> </tbody> </table>	機関等の名称	責務	農林水産省関東農政局 神奈川農政事務所	1 災害時における <u>主要食料の供給</u> に関する連絡調整	国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所小田原出張所	1 災害時における管内区域の国道（一般国道1号）及び橋りょうの通行確保 2 管内区域の国道（一般国道1号）及び橋りょう被害調査及び災害復旧	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関等の名称</th><th>責務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産省関東農政局 横浜地域センター</td><td>1 災害時における<u>応急用食料の調達・供給</u>に関する連絡調整</td></tr> <tr> <td>国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所小田原出張所</td><td>1 災害時における管内区域の国道（一般国道1号）及び橋りょうの通行確保 2 管内区域の国道（一般国道1号）及び橋りょう被害調査及び災害復旧</td></tr> <tr> <td>海上保安庁第三管区海上保安本部</td><td>1 船舶、航空機等を活用した警報等の伝達、情報収集、海難救助、疾病者・医師等・避難者及び救助物資等の緊急輸送 2 災害応急対策の実施に対する支援</td></tr> </tbody> </table>	機関等の名称	責務	農林水産省関東農政局 横浜地域センター	1 災害時における <u>応急用食料の調達・供給</u> に関する連絡調整	国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所小田原出張所	1 災害時における管内区域の国道（一般国道1号）及び橋りょうの通行確保 2 管内区域の国道（一般国道1号）及び橋りょう被害調査及び災害復旧	海上保安庁第三管区海上保安本部	1 船舶、航空機等を活用した警報等の伝達、情報収集、海難救助、疾病者・医師等・避難者及び救助物資等の緊急輸送 2 災害応急対策の実施に対する支援	修正する
機関等の名称	責務																	
農林水産省関東農政局 神奈川農政事務所	1 災害時における <u>主要食料の供給</u> に関する連絡調整																	
国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所小田原出張所	1 災害時における管内区域の国道（一般国道1号）及び橋りょうの通行確保 2 管内区域の国道（一般国道1号）及び橋りょう被害調査及び災害復旧																	
機関等の名称	責務																	
農林水産省関東農政局 横浜地域センター	1 災害時における <u>応急用食料の調達・供給</u> に関する連絡調整																	
国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所小田原出張所	1 災害時における管内区域の国道（一般国道1号）及び橋りょうの通行確保 2 管内区域の国道（一般国道1号）及び橋りょう被害調査及び災害復旧																	
海上保安庁第三管区海上保安本部	1 船舶、航空機等を活用した警報等の伝達、情報収集、海難救助、疾病者・医師等・避難者及び救助物資等の緊急輸送 2 災害応急対策の実施に対する支援																	
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方														
6	地震災害対策編・ 第1章第3節第1項1 (頁:第1章第3節-1)	<p><b>【修正意見】</b> 耐浪化→耐震化に変更</p> <p><b>【提案理由】</b></p> <p><b>【H24.12.26配布内容】</b> 第1章 都市の安全性の向上 第3節 津波災害予防計画 第1項 津波防災体制の整備 1. 津波に強いまちづくり 町は、今後、県が実施する地震被害想定を基に、津波被害が想定される地域がある場合には「津波防災地域づくりに関する法律」等に基づく、津波避難建築物の容積率規制の緩和等の導入を検討する。 また、行政関連施設や災害時要援護者施設について、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、行政関連施設をやむを得ず設置する場合は、施設の<u>耐浪化</u>、非常電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄、安全なスペースの確保などに努める。</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p>	修正しない (耐震化については、明確な基準があるため)														
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方														
7	地震災害対策編・ 第1章第3節第1項3 (頁:第1章第3節-1)	<p><b>【修正意見】</b> 「門扉閉鎖までの行動マニュアルを関係機関と運用面について協議して作成」と修正する。</p> <p><b>【提案理由】</b> 「何を」が無いので運用面を追記</p> <p><b>【H24.12.26配布内容】</b> 第1章 都市の安全性の向上 第3節 津波災害予防計画 第1項 津波防災体制の整備 1. 津波に強いまちづくり 2. 防潮堤等の点検・整備 3. 防潮堤門扉の整備 町は、大磯港の防潮堤門扉（12箇所）の管理を県から委託されている。地震発生時には、沿岸地域を津波から守るため迅速かつ安全にこの門扉を閉じる必要があることから、防潮堤門扉の電動化を3門扉実施しており、残りの門扉についても早期に整備されるよう県に要望する。</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p>	修正しない														

		また、防潮堤の階段化等の検討や、閉鎖順序や門扉の分担など津波警報から <u>門扉閉鎖までの行動マニュアル</u> を関係機関と協議して作成する。		
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
8	地震災害対策編・ 第1章第3節第2項1(2) (頁:第1章第3節-3)	<p><b>【修正意見】</b> 追記 「運航中又は直ちに運航可能な船舶は」「直ちに運航できない船舶にあっては正しい情報により退避方法を決める」</p> <p><b>【提案理由】</b> 地震発生場所によっては10分程度で津波が到達することがあり、津波到達予想時刻により船舶を放棄するか沖へ退避させるか判断する必要があるため</p> <p><b>【H24.12.26配布内容】</b> 第1章 都市の安全性の向上 第3節 津波災害予防計画 主管部 建設経済部 消防部 第2項 津波に関する知識の普及と津波訓練の実施 1. 津波防災知識の普及 (2) 船舶編 ・強い地震(震度4以上)を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、すぐに港外に退避する。 ・地震を感じなくても、「津波警報」が発表されたときは、すぐに港外に退避する。 ・正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。 ・港外へ退避できない小型船舶は、固縛するなど最善の措置をとる。 ・津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p> <p>(2) 船舶編 ・強い地震(震度4以上)を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、すぐに港外に退避する。 ・地震を感じなくても、「津波警報」が発表されたときは、すぐに港外に退避する。 ・直ちに運航できない船舶は正しい情報により退避方法を決める。 ・正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。 ・港外へ退避できない小型船舶は、固縛するなど最善の措置をとる。 ・津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。</p>	修正する
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
9	地震災害対策編・ 第1章第3節第2項3 (頁:第1章第3節-3)	<p><b>【修正意見】</b> 3. 防災教育の充実 公立学校は、県教育委員会等が作成……</p> <p><b>【提案理由】</b> 県教育委員会以外の資料も活用する。</p> <p><b>【H24.12.26配布内容】</b> 第1章 都市の安全性の向上 第3節 津波災害予防計画 主管部 建設経済部 消防部 第2項 津波に関する知識の普及と津波訓練の実施 3. 防災教育の充実 公立学校は、県教育委員会が作成する防災教育指導資料や津波防災に関する指導資料等を活用し、防災教育を進める。私立学校についても同様の対応ができるよう働きかける。</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p> <p>公立学校は、県教育委員会のほか県や町等が作成する様々な資料等を活用し、防災教育を進める。私立学校についても同様の対応ができるよう働きかける。</p>	修正する

番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
10	地震災害対策編第1章第4節第1項(頁:地震災害対策編第1章第4節-1)	<p><b>【修正意見】</b> 「土砂災害警戒区域」「地すべり防止区域」を削除</p> <p><b>【提案理由】</b> 大磯町には、「土砂災害警戒区域」「地すべり防止区域」が指定されていないため。</p> <p><b>【H24.12.26配布内容】</b> 第1章 都市の安全性の向上 第4節 がけ崩れ対策等の推進 主管部 建設経済部</p> <p><b>第1項 避難計画の整備</b> 町は、警戒、避難体制の整備を図るとともに、<u>土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、土石流危険渓流</u>における警戒、避難対策計画を策定し、土砂災害警戒情報等を用いた避難勧告等の発令基準及び発令対象区域を設定とともに、避難地区の指定、避難経路の設定、避難場所の指定を進める。 また、危険な箇所に居住する町民や旅館等の従業員に対し周知を徹底する。</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p> <p><b>第1項 避難計画の整備</b> 町は、警戒、避難体制の整備を図るとともに、急傾斜地崩壊危険区域、<u>急傾斜地崩壊危険個所や土石流危険渓流</u>における警戒、避難対策計画を策定し、土砂災害警戒情報等を用いた避難勧告等の発令基準及び発令対象区域を設定とともに、避難地区的指定、避難経路の設定、避難場所の指定を進める。 また、危険な箇所に居住する町民や旅館等の従業員に対し周知を徹底する。</p>	修正する
11	地震災害対策編第1章第4節第2項(頁:地震災害対策編第1章第4節-1)	<p><b>【修正意見】</b> 「土砂災害警戒区域」を「土砂災害危険箇所」に変更。</p> <p><b>【提案理由】</b> 前文で「土砂災害危険箇所」としており、「土石流危険渓流」と「急傾斜崩落危険箇所」を含み意図として適当であるため。</p> <p><b>【H24.12.26配布内容】</b> 第1章 都市の安全性の向上 第4節 がけ崩れ対策等の推進 主管部 建設経済部 第1項 避難計画の整備</p> <p><b>第2項 危険地区の指定</b> 県は、地震による崖崩れ災害に備えるため、<u>土砂災害危険箇所</u>の整備に努めるとともに、<u>土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域</u>の指定区域に標柱及び標識板等を設置し、町民に周知を徹底する。 また、定期的にパトロール等を実施し、指定区域の管理及び保全について制限を行い、必要に応じて防災措置の勧告及び防災工事の施工改善命令を行う。</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p> <p><b>第2項 危険地区の指定</b> 県は、地震による崖崩れ災害に備えるため、急傾斜地崩壊危険区域の整備に努めるとともに指定区域に標柱及び標識板等を設置し、町民に周知を徹底する。 また、定期的にパトロール等を実施し、指定区域の管理及び保全について制限を行い、必要に応じて防災措置の勧告及び防災工事の施工改善命令を行う。</p>	修正する
12	地震災害対策編第1章第4節第3項(頁:地震災害対策編第1章第4節-1)	<p><b>【修正意見】</b> 「土砂災害危険箇所」を「急傾斜崩落危険箇所」に変更。</p> <p><b>【提案理由】</b> 前行で「急傾斜崩落危険箇所」としており、「土砂災害危険箇所」は、崖と渓流を含むため。</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p>	

		<p><b>【H24.12.26 配布内容】</b></p> <p>第1章 都市の安全性の向上 第4節 がけ崩れ対策等の推進 主管部 建設経済部 第1項 避難計画の整備 第2項 危険地区の指定</p> <p>第3項 災害防止教育・指導 町は、急傾斜地崩壊危険箇所の土地管理者に対して、がけ地の点検を奨励するとともに、必要に応じて危険箇所の補修を行うよう指導を徹底する。 また、これら<u>土砂災害危険箇所</u>の周知徹底を行い、災害発生時における町民の避難誘導に十分配慮する。</p>		修正する
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
1 3	地震災害対策編・ 第1章第5節第2項 (頁:地震災害対策 編・第1章第5節 -1)	<p><b>【修正意見】</b> 町は、県が「建築物の液状化対策マニュアル」により図る液状化対策の普及に協力する。</p> <p><b>【提案理由】</b> 町主体に修正。県の部分については県計画に順ずる記載に修正。「また、」以降は県計画で記載している内容なので削除。</p> <p><b>【H24.12.26 配布内容】</b></p> <p>第1章 都市の安全性の向上 第5節 液状化対策 主管部 建設経済部 本町では、一部地域において地震発生時に液状化の発生が懸念される地域があることから、今後、補強対策を推進するとともに、県が行う情報提供等に協力する。</p> <p>第1項 公共施設における液状化被害の防止 町は、液状化の可能性がある箇所に立地する公共施設に対して、今後、補強対策を検討する。</p> <p>第2項 情報の提供及び指導 県は、「建築物の液状化対策マニュアル」や国が策定した「対策工法マニュアル」の一層の普及を図るとともに、液状化による住宅、ライフライン等の被害軽減のため、ハザードマップ等による情報提供に努め、町はこれに協力する。 また、液状化対策について、国等の対策が明らかになった場合は、所要の措置をとる。</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p> <p>町は町民や事業者の自助による取組みを推進し、液状化による住宅、ライフライン等の被害を軽減するため、県作成の「建築物の液状化対策マニュアル」や、国策定の「対策工法マニュアル」の周知や一層の普及に協力するなどの情報提供を行う。</p>	修正する
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
1 4	地震災害対策編・ 第1章第7節 (頁:第1章7節-1)	<p><b>【修正意見】</b> 非構造部材の標記をどこかに入れたほうがよいのでは 7. その他の安全対策も上記と同様。</p> <p><b>【提案理由】</b> 耐震性が確保されている状態については、構造部だけではなく非構造部材も含まれ、東日本大震災以来注目されている。</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p>	

		<p><b>【H24.12.26 配布内容】</b></p> <p>第1章 都市の安全性の向上 第7節 建造物等災害予防計画 主管部 政策総務部 町民福祉部 建設経済部 教育部 消防部</p> <p>建築物については、「大磯町耐震改修促進計画」に基づき、住宅及び一定規模以上の建築物、公共建築物の耐震化を促進する。</p> <p>公共建築物への被害は、地震災害時における避難、救護、復旧対策の大きな障害となることから、耐震性や耐火性を保てるよう配慮する必要がある。特に、警察、消防、公立学校等については、不燃化を進めるとともに、一般建築物の基準以上の耐震性を持つように、設計指針を検討していくこととする。その他の施設についても、耐震性の強化を進めるとともに、老朽施設の更新、補強を推進する。</p> <p>また、住宅等の民間建築物についても引き続き耐震化を促進する。</p>	<p>建築物については、「大磯町耐震改修促進計画」に基づき、住宅及び一定規模以上の建築物、公共建築物の耐震化を促進する。</p> <p>公共建築物への被害は、地震災害時における避難、救護、復旧対策の大きな障害となることから、耐震性や耐火性、<u>非構造部材の損傷や落下等</u>に関し、<u>安全性</u>を保てるよう配慮する必要がある。特に、警察、消防、公立学校等については、不燃化を進めるとともに、一般建築物の基準以上の耐震性を持つように、設計指針を検討していくこととする。その他の施設についても、耐震性の強化を進めるとともに、老朽施設の更新、補強を推進する。</p> <p>また、住宅等の民間建築物についても引き続き耐震化を促進する。</p>	修正する (7. その他の安全対策は記載のとおりであり、修正しない)
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
15	地震災害対策編・ 第1章第7節第2 項1 (頁:地震災害対策 編・第1章第7節 -2)	<p><b>【修正意見】</b> (全削除)</p> <p><b>【提案理由】</b> 通常業務であり「建造物等災害予防計画」の「一般建築物等災害予防計画」に位置づけるものではない。</p> <p><b>【H24.12.26 配布内容】</b></p> <p>第1章 都市の安全性の向上 第7節 建造物等災害予防計画 主管部 政策総務部 町民福祉部 建設経済部 教育部 消防部</p> <p>第2項 一般建築物等災害予防計画</p> <p>1. 建築物等の審査</p> <p>建築主事又は指定確認検査機関は、建築基準法及びその関係法令の防災関係規定により、設計段階において建築物全般及び特定の工作物等（一定の高さ以上の擁壁、煙突、広告塔並びにエレベーター、エスカレーター、遊戯施設）の審査確認を行う。</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p> <p>「1. 建築物等の審査」を削除し、「2.」以降の番号を繰り上げする</p>	修正する (指摘の通り削除、修正する)
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
16	地震災害対策編・ 第1章第7節第2 項2 (頁:地震災害対策 編・第1章第7節 -2)	<p><b>【修正意見】</b> (全削除)</p> <p><b>【提案理由】</b> 建築基準法には、建築物等に立入り、検査等を行う規定はあるが、「建造物等災害予防計画」の「一般建築物等災害予防計画」に位置づけるようなものではない。</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p>	

		<p><b>【H24.12.26 配布内容】</b></p> <p>第1章 都市の安全性の向上 第7節 建造物等災害予防計画 主管部 政策総務部 町民福祉部 建設経済部 教育部 消防部</p> <p>第2項 一般建築物等災害予防計画 2. 建築物並びに防災設備の査察及び指導方針 建築物所有者等に対して法令に基づく立入検査を実施し、災害予防について指導に当たるとともに、防火避難設備の位置及び消防用設備等の維持管理について防火防災上の見地から必要な指導を行う。</p>	<p>町消防本部は建築物所有者等に対して法令に基づく立入検査を実施し、災害予防について指導に当たるとともに、防火避難設備の位置及び消防用設備等の維持管理について防火防災上の見地から必要な指導を行う。</p>	修正する
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
17	地震災害対策編 第1章第7節第2項7 (頁:第1章第7節-3)	<p><b>【修正意見】</b> 町は県と協力して、その他落下物としての屋上給水塔 屋外広告、看板、窓ガラス、天井等の落下物や、エレベーターの閉じ込め防止等の 安全対策を進める。</p> <p><b>【提案理由】</b> 「共同」より「協力」のほうが適切。</p> <p><b>【H24.12.26 配布内容】</b></p> <p>第1章 都市の安全性の向上 第7節 建造物等災害予防計画 主管部 政策総務部 町民福祉部 建設経済部 教育部 消防部</p> <p>第2項 一般建築物等災害予防計画 7. その他の安全対策 町は県と共同して、その他落下物として屋上給水塔、屋外広告、看板、窓ガラス、天井等の落下物や、エレベーターの閉じ込め防止等の安全対策を進める。</p>	<p><b>【新しい修正案】</b> 町は県と協力して、その他落下物として屋上給水塔、屋外広告、看板、窓ガラス等の落下物の安全対策を進める。</p>	修正する (風水害等災害対策編 も同様修正)
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
18	地震災害対策編・ 2章第1節第1項2 及び5 (頁:2章第1節-1)	<p><b>【修正意見】</b> ①「携帯電話等の整備・拡充を図る」について 個人で持つことが強い印象がある携帯電話をどのように整備・拡充するのか? 携帯電話を避難所に常備するのか? 携帯電話「等」とは、他に何があるのか? MCA無線の標記を入れたほうがよいのでは。(教育委員会) 「輻輳」～実用漢字でないので、(ふりがな)又は言葉を変える。(総務課) ②「インターネット」について 停電時パソコンは使えないのではないか?</p> <p><b>【提案理由】</b> 今年度よりMCA無線を避難所との連絡について活用している。(教育委員会)</p> <p><b>【H24.12.26 配布内容】</b></p> <p>第2章 災害時応急活動事前対策の充実 第1節 情報収集・提供対策 主管部 本部事務局 政策総務部 消防部</p> <p>第1項 通信手段の機能確保等 1. 通信施設の管理等 町は、有線電話、無線電話設備の機能を維持するため、保守管理を行うとともに、地震時に備え機器類の転倒防止、予備電源の確保を図る。</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p>	

		<p>2. 防災行政無線等の整備、拡充 町は、地震災害時における関係機関との情報収集・伝達活動を迅速かつ的確に行うとともに、町民や避難所等との情報伝達手段や交信の輻輳などへの対応として、防災行政無線や<u>携帯電話等の整備、拡充を図る</u>。また、地震により通信施設に支障があつた場合に備え、通信手段の多重化に努める。</p> <p>5. <u>インターネットや携帯電話の活用</u> 災害対策本部及び避難施設間における避難情報等の収集及び災害情報の伝達のため、インターネットや携帯電話の活用を図る。</p>	<p>2. 防災行政無線等の整備、拡充 町は、地震災害時における関係機関との情報収集・伝達活動を迅速かつ的確に行うとともに、町民や避難所等との情報伝達手段の確保、通信の集中や混雑時などへの対応として、防災行政無線や<u>MCA無線機等</u>の整備、拡充を図る。また、地震により通信施設に支障があつた場合に備え、通信手段の多重化に努める。</p>	修正する
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
19	地震災害対策編・ 第2章第2節第2 項 (頁:第2章第2節 -1)	<p><b>【修正意見】</b> 「代替施設の確保に努める」について</p> <p><b>【提案理由】</b> 庁舎が使えないときは「消防署を代替施設とする」とあるので、「努めるではなく確保する」と言い切れないか? 消防署が使えないときはどの施設を考えているのか?</p> <p><b>【H24.12.26配布内容】</b> 第2章 災害時応急活動事前対策の充実 第2節 災害対策本部等組織体制の拡充 主管部 本部事務局 各部 第1項 組織体制の充実等 第2項 庁舎被災時の代替施設の確保 町は、庁舎が被災した場合を想定して、通信機器、バックアップ機能などを備えた<u>代替施設の確保に努める</u>。</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p> <p>町は、庁舎が被災した場合を想定して、通信機器、バックアップ機能などを備えた<u>複数の代替施設を確保する</u>。</p>	修正しない (様々なツールの活用を放棄しない。携帯電話やスマートフォンのブラウザによるネット利用は可能。)
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
20 (71同)	地震災害対策編 第2章第3節第2 項2 ウ (頁:第2章第3節 -2)	<p><b>【修正意見】</b> 「ウ 街頭消火器の適正配置 家庭用消火器の普及啓発を図ることにより、街頭消火器の適正配置を推進していく。」とする</p> <p><b>【提案理由】</b> ・表題ウの変更 ・年月日現在及び設置本数の記載は必要ないのでは? 更新計画及び維持管理等の面で今後、調整・検討が必要な事業でもあることから。</p> <p><b>【H24.12.26配布内容】</b> 第2章 災害時応急活動事前対策の充実 第3節 救助・救急・消火活動体制の充実 主管部 消防部 町民福祉部 第2項 消火活動体制 2. 初期消火対策</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p>	修正する (代替施設は消防署の次に大磯中学校を検討している)

		<p>ウ. 街頭消火器の充実</p> <p>町は、家庭の消火器を補い、地域での初期消火に役立つように街頭消火器を平成22年4月1日現在で1,500本設置しており、今後は計画的に更新を図る。</p>	<p>ウ 街頭消火器の適正配置</p> <p>町は、家庭用消火器の普及啓発を図るとともに、街頭消火器の適正配置を推進していく。</p>	修正する
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
21 (72同)	地震災害対策編 第2章第3節第2項3 (7) (頁:第2章第3節-3)	<p><b>【修正意見】</b> 地震により・・・される。このため、町は県下消防相互応援協定、県消防広域応援基本計画に基づく他の自治体への応援要請及び消防組織法に基づく緊急消防援助隊の派遣要請の手続きや応援受入れ等の計画を作成し、広域応援体制の整備を図る。</p> <p><b>【提案理由】</b> 県に消防広域応援基本計画というものがあり、この計画にも大規模災害時の応援、受援要請方法等が盛り込まれているため。また、防災計画資料編に、県消防広域応援基本計画を添付してみてはどうか?</p> <p><b>【H24.12.26配布内容】</b> 第2章 災害時応急活動事前対策の充実 第3節 救助・救急・消火活動体制の充実 主管部 消防部 町民福祉部 第2項 消火活動体制 3. 火災の拡大防止対策 (7) 消防広域応援要請方法及び受入体制の整備 地震により、同時多発火災の発生や延焼が拡大した場合、町の保有する消防力では対処できないことも予測される。このため、町は、県下消防相互応援協定に基づく他の自治体への応援要請及び消防庁に対する緊急消防援助隊の派遣要請の手続きや応援受入れ等のマニュアルを作成し、広域応援体制の整備を図る。</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p> <p>(7) 消防広域応援要請方法及び受入体制の整備 地震により、同時多発火災の発生や延焼が拡大した場合、町の保有する消防力では対処できないことも予測される。このため、町は、県下消防相互応援協定、県消防広域応援基本計画に基づく他の自治体への応援要請及び消防組織法に基づく緊急消防援助隊の派遣要請の手続きや応援受入れ等のマニュアル計画を作成し、広域応援体制の整備を図る。</p>	修正する (資料編添付について検討)
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
22	地震災害対策編・ 第2章第4節第6項 (頁:第2章4節-3)	<p><b>【修正意見】</b> 「災害時の動物救護活動に関する協定」に基づき修正</p> <p><b>【提案理由】</b> 神奈川県獣医師会中央支部と「災害時の動物救護活動に関する協定」を締結しているため。</p> <p><b>【H24.12.26配布内容】</b> 第2章 災害時応急活動事前対策の充実 第4節 避難計画 主管部 町民福祉部 建設経済部 教育部 消防部 第6項 ペット対策 町は、避難所におけるペットの扱いについては、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題などから、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を、可能な限り避難所運営マニュアルに位置づける。</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p> <p>町は、「災害時の動物救護活動に関する協定」に基づき神奈川県獣医師会中央支部との連携を図るとともに、避難所におけるペットの扱いについては、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題などから、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を、可能な限り避難所運営マニュアルに位置づける。</p>	修正する (H24.3.27協定締結)

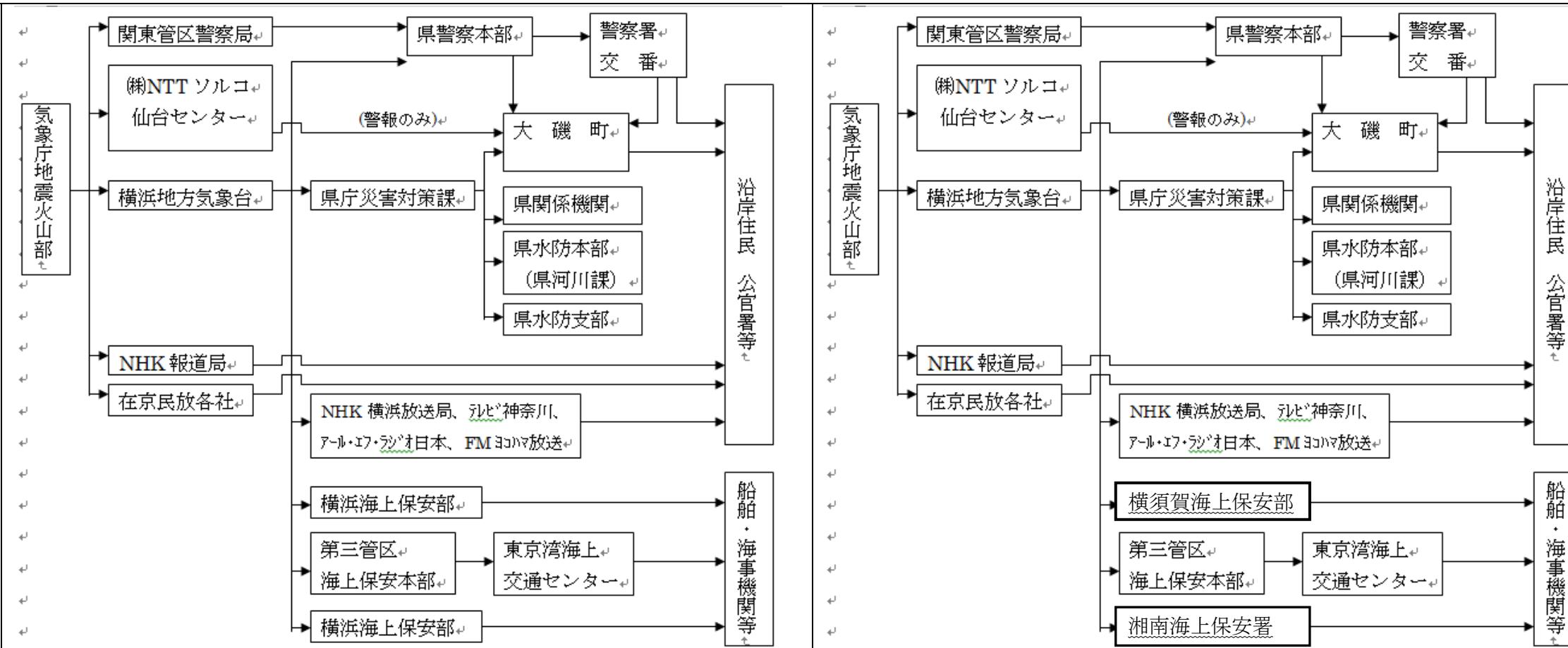
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
2 3	地震災害対策編・ 第2章第5節1項 ～2項 (頁:第2章第5節 -1)	<p><b>【修正意見】</b> 「観光地レジャー施設・・・」について</p> <p><b>【提案理由】</b> 観光・マリンスポーツ等で町に滞在している人、観光に訪れた人たちに対しての周知の手段は考えてあるのか?</p> <p><b>【H24.12.26 配布内容】</b> 第2章 災害時応急活動事前対策の充実 第5節 帰宅困難者対策 主管部 政策総務部</p> <p>地震発生時には、駅周辺の他に、交通規制等により観光地・レジャー施設周辺でも帰宅困難者・滞留者が多く発生する可能性があることから、町は帰宅困難者・滞留者の発生抑制と発生した際の対応について事前対策を進める。</p> <p>第1項 一斉帰宅抑制の周知 町は、大規模地震発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送などの応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則について町民、企業、学校、関係団体などへの周知を図る。</p> <p>第2項 企業等の取組の促進 町は、企業等が従業員などを一定期間事業所等内に留めるために必要となる水、食糧、物資等の備蓄や事業所建物の耐震化、大型の什器・備品の固定などを行うよう、啓発活動を実施する。</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p>	<p>修正しない (海岸は防災無線の放送、神奈川県が設置した電光表示板を活用する。その他、民間施設は、事業者により周知が行われる。)</p>
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
2 4	地震災害対策編・ 第2章第6節第4項 (頁:第2章6節-3)	<p><b>【修正意見】</b> 用語の訂正 保健福祉課⇒福祉課?</p> <p><b>【提案理由】</b> 用語の訂正 保健福祉課⇒福祉課?</p> <p><b>【H24.12.26 配布内容】</b> 第2章 災害時応急活動事前対策の充実 第6節 災害時要援護者対策 主管部 町民福祉部 消防部 第4項 地域における支援体制の確立 1. 対象者の把握 2. 地震災害時の避難誘導及び救助等 関係支援団体は、地震災害時における災害時要援護者の避難誘導、救助、安否確認、避難生活上の措置等についての対策を事前に講じておくものとする。 なお、関係支援団体における災害時要援護者対策の整備については、<u>保健福祉課</u>、<u>スポーツ健康課</u>、<u>危機管理対策室</u>及び<u>消防本部</u>が協力して指導及び支援を行う</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p>	訂正する

番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
25	地震災害対策編・ 第2章第7節1項 4 (頁:第2章第7節 -1)	<p><b>【修正意見】</b> アレルギーを持つ方への記載について</p> <p><b>【提案理由】</b> 町民の嗜好の変化を考慮するならアレルギーも考慮すべきでは?</p> <p><b>【H24.12.26配布内容】</b> 第2章 災害時応急活動事前対策の充実 第7節 飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策 主管部 建設経済部 地震災害時には、食料、飲料水、救助物資及び資機材を速やかに調達しなければならない。そのために、平素からこれらの備蓄を行うとともに、飲料水の確保のため対策を講じ、救助活動の迅速かつ的確化を図る。</p> <p><b>第1項 備蓄等の基本的方向</b> 町は、平常時における飲料水、食料、生活必需品等の備蓄等にあたり、次の基本的方向に沿って行うものとする。</p> <p>1. 町民の準備の徹底 地震災害が起きたときのために、町民には最低3日分の飲料水・食料及び非常持出し品（救急医薬品、懐中電灯、ラジオ等）等を必ず準備するよう周知徹底を図る。</p> <p>2. 分散備蓄の実施 地震災害時に被災者に対する応急対策が円滑かつ効率的に行えるように食料、防災用資機材の備蓄等については、地理的、交通的な事情等を勘案し、町域内の適切な場所に適切な量を分散して備蓄する。</p> <p>3. 流通備蓄の拡大 一定量又は一定品目以上の備蓄について、保存年数、避難の長期化等に伴う<u>町民の嗜好の変化等</u>を考慮し、関係業者等との協定による流通備蓄の拡大を図る。</p> <p>4. 高齢者、障害者等への配慮 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄にあたり、高齢者、障害者、女性、乳幼児等や季節性に配慮した備蓄品目を検討する。</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p> <p>3を修正する (アレルギー等、避難者のニーズに合わせて流通備蓄を利用する)</p>	
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
26 (73同)	地震災害対策編 第2章第8節第2項2 (頁:第2章第8節 -2)	<p><b>【修正意見】</b> 重症者等の救護所、後方医療機関への搬送は、救急業務計画に準ずるほか自主防災組織等の協力を得て行う。</p> <p><b>【提案理由】</b> 特設救急隊・特設救助隊と言う名称はない。 救急業務計画に網羅されている内容であるため。</p> <p><b>【H24.12.26配布内容】</b> 第2章 災害時応急活動事前対策の充実 第8節 医療・救護・防疫計画 主管部 町民福祉部 消防部 第2項 重症者等の搬送体制 2. 重症者等の搬送 重症者等の救護所、後方医療機関への搬送は、消防対策部が当直員による救急・救助隊のほか、非直員及び消防団による<u>特設救急隊・特設救助隊</u>をもって自主防災組織等の協力を得て行う。</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p> <p>2. 重症者等の搬送 重症者等の救護所、後方医療機関への搬送は、<u>救急業務計画に準ずるほか</u>自主防災組織等の協力を得て行う。</p>	修正する

番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
27	地震災害対策編・第2章第10節第2項 (頁:地震災害対策編・第2章第10節-1)	<p><b>【修正意見】</b> (項のタイトル、小項目の組み立てについて第1項と整合を取られたい) 1. 県 県は、被災宅地危険度判定士の養成及び体制整備を行うと同時に、町が被災宅地危険度判定のために必要なマニュアルを整備する際には情報提供等の支援を行う。</p> <p><b>【提案理由】</b> 県計画に順ずる記載に修正。</p> <p><b>【H24.12.26配布内容】</b> 第2章 災害時応急活動事前対策の充実 第10節 建築物対策(危険度判定、応急修理) 主管部 建設経済部 地震災害時には、余震等による被災建築物の倒壊、落下物等や余震及び降雨による宅地の崩壊がもたらす二次災害を防止する必要があることから、応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を行うことが出来るよう、県と連携し、事前体制の強化に努める。</p> <p>第1項 建築物応急危険度判定体制の整備 1. 応急危険度判定士の育成等 町職員に対して神奈川県建築物震後対策推進協議会が行う講習を受講させ、コーディネーターを養成する。 2. 必要機材等の整備 迅速な判定実施が行えるよう判定の実施に必要な機材等をあらかじめ整備する。 3. 判定制度の周知 平常時から町民に対して判定制度の周知を図り、当該建築物の所有者等が判定結果を尊重し、建築物を使用するよう指導する。</p> <p>第2項 宅地危険度判定制度 1. 県 県は、被災宅地の危険度判定を実施する技術者を確保するため、宅地危険度判定士制度を設け、宅地危険度判定士の登録を行う。また、宅地危険度判定士の養成を行うとともに、宅地危険度判定活動に際し、被災時の活動体制について検討する。 2. 町 町は、宅地危険度判定の実施に必要な活動体制の整備を図る。</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p> <p>第1項 建築物応急危険度判定体制の整備 1. 応急危険度判定士の育成等 町は応急危険度判定士育成及びコーディネーター育成のため、神奈川県建築物震後対策推進協議会が行う講習に職員を派遣する。 2. 必要機材等の整備 迅速な判定実施が行えるよう判定の実施に必要な機材等をあらかじめ整備する。 3. 判定制度の周知 平常時から町民に対して判定制度の周知を図り、当該建築物の所有者等が判定結果を尊重するよう指導する。</p> <p>第2項 被災宅地危険度判定制度 1. 被災宅地危険度判定士の育成等 町は被災宅地危険度判定士育成のため、神奈川県建築物震後対策推進協議会が行う講習に職員を派遣する。 2. 必要機材等の整備 迅速な判定実施が行えるよう判定の実施に必要な機材等をあらかじめ整備する。 3. 判定制度の周知 平常時から町民に対して判定制度の周知を図り、当該宅地の所有者等が判定結果を尊重するよう指導する。</p>	修正する
28	地震災害対策編・第2章第13節第1項1,2 (頁:第2章第13節-1)	<p><b>【修正意見】</b> 防災隊 → 防災組織に変更</p> <p><b>【提案理由】</b> 一般に隊ではなく、組織である</p> <p><b>【H24.12.26配布内容】</b> 第2章 災害時応急活動事前対策の充実 第13節 町民の体制及び業務等 主管部 本部事務局 消防部 第1項 町民の体制 地震による被害は複雑多岐にわたり、状況によっては、町の体制そのものでは人的、物的にも対処しきれないので、これを補完し災害応急対策を迅速かつ合理的に行うため、町民の自覚のもとに自主防災組織の編成を促進し、本町の地震対策面において有</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p>	意見に対する考え方

		<p>益な組織とする。</p> <p>自主防災組織の編成は、町民合意のうえ、おおむね次のような編成とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自主防災組織の編成単位</li> <li>2. 自主防災組織の名称</li> </ol> <p>名称は原則として地区名及び事業所名をとり〇〇地区（事業所）<u>自主防災隊</u>（以下「地区（事業所）<u>自主防災隊</u>」という。）とする。</p>	<p>2. 自主防災組織の名称</p> <p>名称は原則として地区名及び事業所名をとり〇〇地区（事業所）自主防災組織（以下「地区（事業所）自主防災組織」という。）とする。</p>	修正する
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
29	地震災害対策編・ 第2章第14節第2項 (頁:第2章第14節-1)	<p><b>【修正意見】</b> ボランティアセンターの運営等は、ボランティアセンターを立上げて運営等に関するマニュアルを作成する</p> <p><b>【提案理由】</b> 受入部門を明確化して推進できる様にする</p> <p><b>【H24.12.26配布内容】</b> 第2章 災害時応急活動事前対策の充実 第14節 災害救援ボランティア活動の充実強化 主管部 町民福祉部 第1項 ボランティア活動体制の整備 1. ボランティア育成・支援 2. ボランティア登録制度の整備 第2項 マニュアルの作成等 町は、大規模な災害が発生した際に、町内外から駆けつける多くのボランティアを円滑に受け入れ、効果的な支援活動が展開できるよう、社会福祉協議会等と協働して、災害時におけるボランティアセンターの運営等に関するマニュアル（手順書）等を作成する。 また、県及び市町村は、ボランティア団体や社会福祉協議会等と連携した防災訓練を実施し、作成した災害救援ボランティア支援マニュアルの検証・見直しを行う。</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p>	修正しない (マニュアルは事前に作成しておくべきものであるため)
30 (75同)	地震災害対策編 第3章第1節第1項1 (1) (頁:第3章第1節-1)	<p><b>【修正意見】</b> 表内に消防無線が2箇所あるため、消防無線削除し、消防団デジタル簡易無線、MC A無線を新たに記載する。</p> <p><b>【提案理由】</b> 消防無線と消防用無線は同じ内容では？なお、新たに消防団デジタル簡易無線、MC A無線が配備されていることから修正する。</p> <p><b>【H24.12.26配布内容】</b> 第3章 災害時の応急活動対策 第1節 災害時情報の収集・伝達 主管部 本部事務局 政策総務部 町民福祉部 消防部 第1項 災害時情報の収集・伝達 1. 通信連絡体制 地震災害時においては、使用可能な通信連絡手段を利用することとするが、とりわけ大震災時の有線の途絶等を考慮し、無線を積極的に活用することとする。 (1) 通信連絡の確保 町及び防災関係機関は、地震災害時における相互間の通知、要請、指示、通報、伝達その他必要な連絡等の通信を迅速かつ円滑に行うため、非常の際ににおける通信連絡を確保する。</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p>	意見に対する考え方

		<p>使用する通信設備は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 加入電話</li> <li>● 町防災行政無線（固定局、移動局）</li> <li>● 消防用無線（消防無線、消防団無線）</li> <li>● 県防災行政通信網</li> <li>● 県災害情報管理システム</li> <li>● アマチュア無線</li> <li>● 消防無線</li> <li>● 携帯電話</li> <li>● 電子メール</li> <li>● 急使</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 加入電話</li> <li>● 町防災行政無線（<u>同報系</u>、<u>移動系</u>）</li> <li>● 消防無線</li> <li>● 県防災行政通信網</li> <li>● 県災害情報管理システム</li> <li>● MCA無線</li> <li>● 消防団デジタル無線</li> <li>● アマチュア無線</li> <li>● 電子メール</li> <li>● 携帯電話</li> <li>● 急使</li> </ul>	修正する
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
3 1 (76 同)	地震災害対策編 第3章第1節第1項2 (1)イ (頁:第3章第1節-3)	<p><b>【修正意見】</b> 文中の警備本部を、災害警備本部に変更</p> <p><b>【提案理由】</b></p> <p><b>【H24.12.26 配布内容】</b> 第3章 災害時の応急活動対策 第1節 災害時情報の収集・伝達 主管部 本部事務局 政策総務部 町民福祉部 消防部 第1項 災害時情報の収集・伝達 2. 通信連絡系統 (1) 連絡系統 イ. 大磯町消防署 消防無線、消防電話及び各種の通信連絡手段を活用して、<u>警備本部</u>及び各消防関係機関と連絡を行う。</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p> <p>イ. 大磯町消防署 消防無線、消防電話及び各種の通信連絡手段を活用して、<u>災害警備本部</u>及び各消防関係機関と連絡を行う。</p>	修正する
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
3 2 (77 同)	地震災害対策編 第3章第1節第2項1(2) (頁:第3章第1節-5)	<p><b>【修正意見】</b> 横浜海上保安部が2箇所あるため1箇所を削除、 もう1箇所の横浜海上保安部を湘南海上保安署へ変更</p> <p><b>【提案理由】</b> 湘南海上保安署が対応</p> <p><b>【H24.12.26 配布内容】</b> 第3章 災害時の応急活動対策 第1節 災害時情報の収集・伝達 主管部 本部事務局 政策総務部 町民福祉部 消防部 第2項 地震・津波情報の収集・受理・伝達 1. 情報の収集及び伝達体制 (1) 津波予報の種類及び基準 (2) 津波予報の伝達系統 津波に関する注意報、警報の伝達系統は、次による。</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p>	修正する



番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
3 3	地震災害対策編 第3章第1節第4項1 (頁:第3章第1節-7)	<p><b>【修正意見】</b> 3行目から4行目～整えます。⇒整える。</p> <p><b>【提案理由】</b> 文体統一</p> <p><b>【H24.12.26配布内容】</b> 第3章 災害時の応急活動対策 第1節 災害時情報の収集・伝達 主管部 本部事務局 政策総務部 町民福祉部 消防部 第4項 住民等の安否情報の収集と伝達 1. 安否情報の収集・伝達体制 大規模地震が発生した場合の混乱時には、被災した家族や親戚等の安否を確認するため、町内外から多数の問い合わせが一時的に殺到することが予想されるため、町民福祉部町民班は、速やかに必要な職員を配置し、避難所や多数の者を収容する施設等における安否情報を集約し、伝達体制を整えます。</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p> <p>1. 安否情報の収集・伝達体制 大規模地震が発生した場合の混乱時には、被災した家族や親戚等の安否を確認するため、町内外から多数の問い合わせが一時的に殺到することが予想されるため、町民福祉部町民班は、速やかに必要な職員を配置し、避難所や多数の者を収容する施設等における安否情報を集約し、伝達体制を整える。</p>	修正する
3 4 (79同)	地震災害対策編 第3章第1節第5項4 (頁:第3章第1節-8)	<p><b>【修正意見】</b> 報道機関への発表→政策総務部政策班の担当では？</p> <p><b>【提案理由】</b></p> <p><b>【H24.12.26配布内容】</b> 第3章 災害時の応急活動対策</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p>	

		<p>第1節 災害時情報の収集・伝達 主管部 本部事務局 政策総務部 町民福祉部 消防部</p> <p>第5項 災害広報計画 4. 報道機関への発表 町本部の災害に関する情報の報道機関への公式発表窓口は、<u>町民対策部広報班</u>とする。そのため、<u>広報班</u>は、町本部各部の報道機関発表事項を総合調整し、統一を図るものとする。 <u>広報班</u>は、事項の軽重、緊張性等を検討したうえで報道機関へ発表する。</p>	<p>第5項 災害時の広報計画 4. 報道機関への発表 町本部の災害に関する情報の報道機関への公式発表窓口は、政策班とする。そのため、政策班は、町本部各部の報道機関発表事項を総合調整し、統一を図るものとする。政策班は、事項の軽重、緊張性等を検討したうえで報道機関へ発表する。</p> <p>※風水害等災害対策編においても同様修正する</p>	修正する
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
3 5	地震災害対策編・ 第3章第2節 (頁:第3章第2節 -1)	<p>【修正意見】 地域災害対策本部の設置を追記</p> <p>【提案理由】 自助、共助、互助で活動していく上で設置が必要</p> <p>【H24.12.26配布内容】 第3章 災害時の応急活動対策 第2節 災害対策本部等の設置 主管部 本部事務局 各部</p>	<p>【新しい修正案】</p>	<p>修正しない</p> <p>(地域防災計画は、災害対策基本法42条に基き防災対策対策や処理すべき事務や業務の大綱について、防災会議に諮り決めた計画です。)</p>
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
3 6 (81同)	地震災害対策編第 3章第2節第2項 1. ウ (頁:第3章第2節 -3)	<p>【修正意見】 県平塚土木事務所の電話番号 「72-0110」→「22-2711」 ①関係機関の連絡先→ 主な連絡方法及び手段は? ②関係機関の連絡先に地域災害対策本部追記</p> <p>【提案理由】 訂正 (平塚土木以外の機関も訂正あり)</p> <p>【H24.12.26配布内容】 第3章 災害時の応急活動対策 第2節 災害対策本部等の設置 主管部 本部事務局 各部 第1項 災害警戒本部の設置 第2項 災害対策本部の設置 1. 災害対策本部の活動体制 (1) 災害対策本部の設置及び組織 ア. 災害対策本部の設置 イ. 町長不在又は連絡がとれない場合の意思決定者 ウ. 災害対策本部が設置された場合の主な関係機関の連絡先 災害対策本部が設置された場合は、直ちに関係機関に通知し、報道機関に発表する。 なお、主な関係機関の連絡先は次のとおりである。</p>	<p>【新しい修正案】</p>	修正する

		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th><th>電話番号</th><th>機 関 名</th><th>電話番号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県知事 (安全防災局災害対策課)</td><td>045-210-3430</td><td>県平塚保健福祉事務所 大磯町商工会</td><td>32-0130 61-0871</td></tr> <tr> <td>平日昼間</td><td>045-210-3456</td><td>東京電力(株)平塚支社</td><td>34-1411</td></tr> <tr> <td>休日・夜間</td><td>22-2711</td><td>日本通運(株)西神奈川支店 神奈川中央交通(株)平塚営業所</td><td>0465-91-2200 55-7700</td></tr> <tr> <td>県湘南地域県政総合センター</td><td>22-2711</td><td>東日本旅客鉄道(株)大磯駅</td><td>61-0026</td></tr> <tr> <td>県平塚土木事務所</td><td>72-0110</td><td>東日本電信電話(株)神奈川支店 (株) NTT ドコモ神奈川支店</td><td>045-212-8945 045-226-8051</td></tr> <tr> <td>大磯警察署</td><td>22-2711</td><td>大磯町漁業協同組合</td><td>61-0940</td></tr> <tr> <td>企業庁平塚水道営業所</td><td>046-232-2911</td><td>大磯建設協会</td><td>61-0137</td></tr> <tr> <td>関東農政局神奈川農政事務所</td><td>61-1545</td><td>西湘管工事業協同組合</td><td>71-9100</td></tr> <tr> <td>郵便局(株)大磯郵便局</td><td>71-1132</td><td>区長自宅 陸上自衛隊第31普通科連隊</td><td>046-856-1291</td></tr> <tr> <td>郵便局(株)西大磯郵便局</td><td>61-4100</td><td>第三管区海上保安本部</td><td>045-211-0771</td></tr> <tr> <td>中郡医師会大磯班</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>自治会</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>自主防災組織</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	機 関 名	電話番号	機 関 名	電話番号	県知事 (安全防災局災害対策課)	045-210-3430	県平塚保健福祉事務所 大磯町商工会	32-0130 61-0871	平日昼間	045-210-3456	東京電力(株)平塚支社	34-1411	休日・夜間	22-2711	日本通運(株)西神奈川支店 神奈川中央交通(株)平塚営業所	0465-91-2200 55-7700	県湘南地域県政総合センター	22-2711	東日本旅客鉄道(株)大磯駅	61-0026	県平塚土木事務所	72-0110	東日本電信電話(株)神奈川支店 (株) NTT ドコモ神奈川支店	045-212-8945 045-226-8051	大磯警察署	22-2711	大磯町漁業協同組合	61-0940	企業庁平塚水道営業所	046-232-2911	大磯建設協会	61-0137	関東農政局神奈川農政事務所	61-1545	西湘管工事業協同組合	71-9100	郵便局(株)大磯郵便局	71-1132	区長自宅 陸上自衛隊第31普通科連隊	046-856-1291	郵便局(株)西大磯郵便局	61-4100	第三管区海上保安本部	045-211-0771	中郡医師会大磯班				自治会				自主防災組織				<p style="text-align: center;">} 全体的に修正します</p> <p>関係機関への緊急時の連絡方法等については資料編で記載</p>	
機 関 名	電話番号	機 関 名	電話番号																																																									
県知事 (安全防災局災害対策課)	045-210-3430	県平塚保健福祉事務所 大磯町商工会	32-0130 61-0871																																																									
平日昼間	045-210-3456	東京電力(株)平塚支社	34-1411																																																									
休日・夜間	22-2711	日本通運(株)西神奈川支店 神奈川中央交通(株)平塚営業所	0465-91-2200 55-7700																																																									
県湘南地域県政総合センター	22-2711	東日本旅客鉄道(株)大磯駅	61-0026																																																									
県平塚土木事務所	72-0110	東日本電信電話(株)神奈川支店 (株) NTT ドコモ神奈川支店	045-212-8945 045-226-8051																																																									
大磯警察署	22-2711	大磯町漁業協同組合	61-0940																																																									
企業庁平塚水道営業所	046-232-2911	大磯建設協会	61-0137																																																									
関東農政局神奈川農政事務所	61-1545	西湘管工事業協同組合	71-9100																																																									
郵便局(株)大磯郵便局	71-1132	区長自宅 陸上自衛隊第31普通科連隊	046-856-1291																																																									
郵便局(株)西大磯郵便局	61-4100	第三管区海上保安本部	045-211-0771																																																									
中郡医師会大磯班																																																												
自治会																																																												
自主防災組織																																																												
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方																																																								
3 7	地震災害対策編・ 第3章第2節第2 項2 (頁:第3章第2節 -9)	<p><b>【修正意見】</b> ボランティア活動→ ボランティア活動拠点の提供</p> <p><b>【提案理由】</b> 社協との関係を早急に明確化</p> <p><b>【H24.12.26 配布内容】</b> 第3章 災害時の応急活動対策 第2節 災害対策本部等の設置 主管部 本部事務局 各部 第1項 災害警戒本部の設置 第2項 災害対策本部の設置 1. 災害対策本部の活動体制 2. 災害対策本部の運営 (1) 本部会議の運営 (2) 災害対策本部の応急対策の概要 ア. 応急対策の実施区分 イ. 各対応期における応急対策事項 (ア) 第1対応期 (発災~24時間以内)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>主な応急対策事項等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9 ボランティア活動</td><td>① ボランティアへの情報提供 ② ボランティア活動拠点の提供</td></tr> <tr> <td>10 行方不明者の捜索、 遺体安置所の開設</td><td>① 行方不明者の捜索 ② 棺、ドライアイス等の確保 ③ 遺体安置所の開設 ④ 近隣火葬場の被害状況の把握</td></tr> </tbody> </table>	項目	主な応急対策事項等	9 ボランティア活動	① ボランティアへの情報提供 ② ボランティア活動拠点の提供	10 行方不明者の捜索、 遺体安置所の開設	① 行方不明者の捜索 ② 棺、ドライアイス等の確保 ③ 遺体安置所の開設 ④ 近隣火葬場の被害状況の把握	<p><b>【新しい修正案】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>主な応急対策事項等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9 ボランティア活動</td><td>① ボランティア活動拠点の設置 ② ボランティアへの情報提供</td></tr> <tr> <td>10 行方不明者の捜索、 遺体安置所の開設</td><td>① 行方不明者の捜索 ② 棺、ドライアイス等の確保 ③ 遺体安置所の開設 ④ 近隣火葬場の被害状況の把握</td></tr> </tbody> </table>	項目	主な応急対策事項等	9 ボランティア活動	① ボランティア活動拠点の設置 ② ボランティアへの情報提供	10 行方不明者の捜索、 遺体安置所の開設	① 行方不明者の捜索 ② 棺、ドライアイス等の確保 ③ 遺体安置所の開設 ④ 近隣火葬場の被害状況の把握	修正する																																												
項目	主な応急対策事項等																																																											
9 ボランティア活動	① ボランティアへの情報提供 ② ボランティア活動拠点の提供																																																											
10 行方不明者の捜索、 遺体安置所の開設	① 行方不明者の捜索 ② 棺、ドライアイス等の確保 ③ 遺体安置所の開設 ④ 近隣火葬場の被害状況の把握																																																											
項目	主な応急対策事項等																																																											
9 ボランティア活動	① ボランティア活動拠点の設置 ② ボランティアへの情報提供																																																											
10 行方不明者の捜索、 遺体安置所の開設	① 行方不明者の捜索 ② 棺、ドライアイス等の確保 ③ 遺体安置所の開設 ④ 近隣火葬場の被害状況の把握																																																											

		<table border="1"> <tr> <td>11 環境衛生</td><td>① 避難施設等への仮設トイレの設置 ② ごみ処理施設、し尿処理場等の被害状況の把握 ③ 災害廃棄物の処理計画の立案と仮置場等の選定</td></tr> <tr> <td>12 ライフライン</td><td>13 各ライフラインの被害状況の把握</td></tr> <tr> <td>13 被災地の安全確保</td><td>① 建築物応急危険度判定士の派遣要請 ② 建造物の危険箇所の点検及び安全措置</td></tr> </table>	11 環境衛生	① 避難施設等への仮設トイレの設置 ② ごみ処理施設、し尿処理場等の被害状況の把握 ③ 災害廃棄物の処理計画の立案と仮置場等の選定	12 ライフライン	13 各ライフラインの被害状況の把握	13 被災地の安全確保	① 建築物応急危険度判定士の派遣要請 ② 建造物の危険箇所の点検及び安全措置	<table border="1"> <tr> <td>11 環境衛生</td><td>① 避難施設等への仮設トイレの設置 ② ごみ処理施設、し尿処理場等の被害状況の把握 ③ 災害廃棄物の処理計画の立案と仮置場等の選定</td></tr> <tr> <td>12 ライフライン</td><td>① 各ライフラインの被害状況の把握</td></tr> <tr> <td>13 被災地の安全確保</td><td>① 建築物応急危険度判定士の派遣要請 ② 建造物の危険箇所の点検及び安全措置</td></tr> </table>	11 環境衛生	① 避難施設等への仮設トイレの設置 ② ごみ処理施設、し尿処理場等の被害状況の把握 ③ 災害廃棄物の処理計画の立案と仮置場等の選定	12 ライフライン	① 各ライフラインの被害状況の把握	13 被災地の安全確保	① 建築物応急危険度判定士の派遣要請 ② 建造物の危険箇所の点検及び安全措置	修正する
11 環境衛生	① 避難施設等への仮設トイレの設置 ② ごみ処理施設、し尿処理場等の被害状況の把握 ③ 災害廃棄物の処理計画の立案と仮置場等の選定															
12 ライフライン	13 各ライフラインの被害状況の把握															
13 被災地の安全確保	① 建築物応急危険度判定士の派遣要請 ② 建造物の危険箇所の点検及び安全措置															
11 環境衛生	① 避難施設等への仮設トイレの設置 ② ごみ処理施設、し尿処理場等の被害状況の把握 ③ 災害廃棄物の処理計画の立案と仮置場等の選定															
12 ライフライン	① 各ライフラインの被害状況の把握															
13 被災地の安全確保	① 建築物応急危険度判定士の派遣要請 ② 建造物の危険箇所の点検及び安全措置															
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方												
3 8	地震災害対策編・ 第3章第2節第2 項2別表1の2 (頁:第3章2節-16)	<p><b>【修正意見】</b> 救護活動その他医療及び助産に関すること。 →助産を削除する</p> <p><b>【提案理由】</b></p> <p><b>【H24.12.26配布内容】</b> 第3章 災害時の応急活動対策 第2節 災害対策本部等の設置 主管部 本部事務局 各部 第2項 災害対策本部の設置 2. 災害対策本部の運営 別表1の2 大磯町災害対策本部組織及び部班別業務分担表</p> <table border="1"> <tr> <td>スポーツ 健康班</td> <td>スポーツ健康 課長</td> <td>1 救護活動その他医療及び助産に関すること。 2 医師会等との連絡調整及び協力要請に関するこ と。 3 救護所の開設及び運営に関すること。 4 医療薬品機材の確保に関すること。 5 負傷者の把握に関すること。 6 防疫等保健衛生に関すること。 7 感染症患者に関すること。 8 医療施設の被害情報及び医療情報の収集に関する こと。 9 保健福祉事務所及び医療機関との連絡調整に関する こと。 10 災害時要援護者の支援に関すること。 11 応急対策の特命に関すること。</td> </tr> </table>	スポーツ 健康班	スポーツ健康 課長	1 救護活動その他医療及び助産に関すること。 2 医師会等との連絡調整及び協力要請に関するこ と。 3 救護所の開設及び運営に関すること。 4 医療薬品機材の確保に関すること。 5 負傷者の把握に関すること。 6 防疫等保健衛生に関すること。 7 感染症患者に関すること。 8 医療施設の被害情報及び医療情報の収集に関する こと。 9 保健福祉事務所及び医療機関との連絡調整に関する こと。 10 災害時要援護者の支援に関すること。 11 応急対策の特命に関すること。	<p><b>【新しい修正案】</b></p>	修正しない (助産を分担業務から 削除しない)									
スポーツ 健康班	スポーツ健康 課長	1 救護活動その他医療及び助産に関すること。 2 医師会等との連絡調整及び協力要請に関するこ と。 3 救護所の開設及び運営に関すること。 4 医療薬品機材の確保に関すること。 5 負傷者の把握に関すること。 6 防疫等保健衛生に関すること。 7 感染症患者に関すること。 8 医療施設の被害情報及び医療情報の収集に関する こと。 9 保健福祉事務所及び医療機関との連絡調整に関する こと。 10 災害時要援護者の支援に関すること。 11 応急対策の特命に関すること。														
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方												
3 9	地震災害対策編・ 第3章第3節第1 項2 (頁:第3章第3節 -1)	<p><b>【修正意見】</b> 車両又は→ 住民の協力を得て車両又は</p> <p><b>【提案理由】</b> 一般住宅地を横断して避難することもあるので</p> <p><b>【H24.12.26配布内容】</b> 第3章 災害時の応急活動対策 第3節 救助・救急、消火及び医療救援活動 主管部 町民福祉部 消防部 第1項 救急・救助・消火活動 1. 消防活動の基本体制</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p>													

		<p>2. 初動体制の確保</p> <p>(1) 消防部の初動措置</p> <p>ア. 災害警備本部の設置</p> <p>イ. 消防車両の安全確保並びに各機械器具の点検</p> <p>ウ. 各種燃料の確保</p> <p>エ. 通信及び情報収集体制の確保</p> <p>オ. 被害状況の把握</p> <p>地震発生後には、<u>車両又は徒歩等</u>により町内を巡回し、被害状況の把握を行う。</p>		修正しない (緊急時には車両の使用に制限があるため)
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
4 0	地震災害対策編・ 第3章第3節第1 項3 (頁:第3章第3節 -2)	<p><b>【修正意見】</b> 地区の情報収集等については地域災害対策本部の設置が必要である</p> <p><b>【提案理由】</b></p> <p><b>【H24.12.26配布内容】</b></p> <p>第3章 災害時の応急活動対策</p> <p>第3節 救助・救急、消火及び医療救援活動</p> <p>主管部 町民福祉部 消防部</p> <p>第1項 救急・救助・消火活動</p> <p>1. 消防活動の基本体制</p> <p>2. 初動体制の確保</p> <p>3. 情報収集、伝達</p> <p>情報の収集、伝達は、有線電話の途絶、無線施設の障害等により制限されることが予想されるので、次により行う。</p> <p>(1) 情報の収集要領</p> <p>消防署及び国府分署は、初動措置に引き続き、消防車両及び職員の巡回等で正確な被害状況の収集に努め、災害警備本部へ報告を行う。</p> <p>(2) 情報収集の内容</p> <p>震災時における情報収集は、火災又は人命に係るものを主体とし、次の内容による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 火災発生及び延焼の状況</li> <li>● 建築物等の倒壊状況</li> <li>● 負傷者数及び要救助者の発生状況</li> <li>● 道路被害状況及び通行の可否</li> <li>● その他消防活動上の必要事項</li> </ul>	<p><b>【新しい修正案】</b></p>	修正しない (第2章第13節に記載している=地区的業務、自主防災組織による情報収集等)
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
4 1 (83同)	地震災害対策編 第3章第3節第1 項5 (2)イ (頁:第3章第3節 -4)	<p><b>【修正意見】</b> 医療施設が被害を受け、又は医療従事者が被害を受けた場合には、診療体制が不十分となる恐れがあるため、神奈川県救急医療情報システムの情報を活用し、医療機関の診療状況を把握して傷病者の分散搬送を行う。</p> <p><b>【提案理由】</b> 文中記載の「神奈川県医療情報センター」が誤りで、「神奈川県救急医療情報システム」と現在はなっている ため訂正。 ・文章修正に当たり、説明1を削除する。</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p>	

		<p><b>【H24.12.26 配布内容】</b></p> <p>第3章 災害時の応急活動対策</p> <p>第3節 救助・救急、消火及び医療救援活動</p> <p>主管部 町民福祉部 消防部</p> <p>第1項 救急・救助・消火活動</p> <p>5. 救急・救助活動</p> <p>(2) 救急活動</p> <p>イ. 診療体制の把握</p> <p>医療施設が被害を受け、又は医療従事者が被害を受けた場合には、診療体制が不十分となる恐れがあるため、神奈川県医療情報センターからの情報及び神奈川県救命情報システム 等の情報を活用し、医療機関の診療状況を把握して傷病者の分散搬送を円滑に行う。</p>	<p>イ. 診療体制の把握</p> <p>医療施設が被害を受け、又は医療従事者が被害を受けた場合には、診療体制が不十分となる恐れがあるため、神奈川県医療情報システム等の情報を活用し、医療機関の診療状況を把握して傷病者の分散搬送を行う。</p>	修正する														
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方														
42 (84同)	地震災害対策編・ 第3章第3節第1項9(1)ア (頁:第3章第3節-5)	<p><b>【修正意見】</b> 第三管区海上保安本部に対する海上部における消火・救急・救助活動の応援</p> <p><b>【提案理由】</b> 第三管区海上保安本部が船舶火災対応・漂流者等救助のための船艇等を派遣するため</p> <p><b>【H24.12.26 配布内容】</b></p> <p>第3章 災害時の応急活動対策</p> <p>第3節 救助・救急、消火及び医療救援活動</p> <p>主管部 町民福祉部 消防部</p> <p>第1項 救急・救助・消火活動</p> <p>9. 広域的応援要請</p> <p>(1) 応援要請</p> <p>ア. 神奈川県知事に対する応援要請</p> <p>神奈川県知事に対し、次に掲げる部隊等の派遣措置を要請する。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">神奈川県知事に対する応援要請の内容</td> </tr> <tr> <td>消防庁に対する緊急消防援助隊の派遣</td><td>自衛隊に対する消火、救急、救助活動の応援</td> </tr> <tr> <td>県警察に対する救出救助活動の応援</td><td>広域航空消防に対する消火、救急、救助活動の応援</td> </tr> </table>	神奈川県知事に対する応援要請の内容		消防庁に対する緊急消防援助隊の派遣	自衛隊に対する消火、救急、救助活動の応援	県警察に対する救出救助活動の応援	広域航空消防に対する消火、救急、救助活動の応援	<p><b>【新しい修正案】</b></p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">神奈川県知事に対する応援要請の内容</td> </tr> <tr> <td>消防庁に対する緊急消防援助隊の派遣</td><td>自衛隊に対する消火、救急、救助活動の応援</td> </tr> <tr> <td>県警察に対する救出救助活動の応援</td><td>広域航空消防に対する消火、救急、救助活動の応援</td> </tr> <tr> <td>第三管区海上保安本部に対する海上部における消火・救急・救助活動の要請</td><td>第三管区海上保安本部に対する船舶火災対応・漂流者等救助のための船艇等の派遣</td> </tr> </table>	神奈川県知事に対する応援要請の内容		消防庁に対する緊急消防援助隊の派遣	自衛隊に対する消火、救急、救助活動の応援	県警察に対する救出救助活動の応援	広域航空消防に対する消火、救急、救助活動の応援	第三管区海上保安本部に対する海上部における消火・救急・救助活動の要請	第三管区海上保安本部に対する船舶火災対応・漂流者等救助のための船艇等の派遣	修正する
神奈川県知事に対する応援要請の内容																		
消防庁に対する緊急消防援助隊の派遣	自衛隊に対する消火、救急、救助活動の応援																	
県警察に対する救出救助活動の応援	広域航空消防に対する消火、救急、救助活動の応援																	
神奈川県知事に対する応援要請の内容																		
消防庁に対する緊急消防援助隊の派遣	自衛隊に対する消火、救急、救助活動の応援																	
県警察に対する救出救助活動の応援	広域航空消防に対する消火、救急、救助活動の応援																	
第三管区海上保安本部に対する海上部における消火・救急・救助活動の要請	第三管区海上保安本部に対する船舶火災対応・漂流者等救助のための船艇等の派遣																	

番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方								
4 3 (85 同)	地震災害対策編・ 第3章第3節第2項3 (頁:第3章3節-7)	<p><b>【修正意見】</b> 災害の規模又は被害状況に応じて、神奈川県医療救護計画に基づき関係機関に応援要請をする。(消防本部)</p> <p><b>【提案理由】</b> 平成24年12月に改定された神奈川県医療救護計画に大規模災害時の医療関係機関要請・対応方法等、全ての部分が網羅されていることから、全てを含め神奈川県医療救護計画の記載で対応。(消防本部)</p> <p><b>【H24.12.26配布内容】</b> 第3章 災害時の応急活動対策 第3節 救助・救急、消火及び医療救援活動 主管部 町民福祉部 消防部 第2項 医療・救護活動 3. 医療救護班体制 (3) 県及び日本赤十字社神奈川県支部等に対する要請 本部長は、災害の規模又は被災状況に応じて、県、日本赤十字社神奈川県支部等の関係機関に応援を要請する。</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p> <p>(3) 県及び日本赤十字社神奈川県支部等に対する要請 本部長は、災害の規模又は被災状況に応じて、<u>神奈川県医療救護計画に基づき</u>関係機関に応援を要請する。</p>	修正する								
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方								
4 4	地震災害対策編・ 第3章第5節第3項4 (頁:第3章5節-6)	<p><b>【修正意見】</b> 神奈川県広域火葬計画に明示されている火葬施設の一覧を資料として盛り込んでほしい。</p> <p><b>【提案理由】</b> 平塚市聖苑が満杯のときにおける、平塚市聖苑以外の火葬施設をより早く把握する必要があるため。 ※風水害等災害対策編においても同様</p> <p><b>【H24.12.26配布内容】</b> 第3章 災害時の応急活動対策 第5節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動 主管部 町民福祉部 建設経済部 消防部 第3項 行方不明者の捜索、遺体の処理及び埋葬計画 4. 埋・火葬 (5) 火葬施設 火葬施設については、次のとおりとする。また、必要がある場合には、神奈川県広域火葬計画に沿って県内外の市町村の協力を得て、広域的な火葬の実施に努める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>処理区分</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火葬</td> <td>平塚市営火葬場「平塚市聖苑」</td> <td>平塚市田村9-25-2</td> <td>55-1075</td> </tr> </tbody> </table>	処理区分	施設名	所在地	電話	火葬	平塚市営火葬場「平塚市聖苑」	平塚市田村9-25-2	55-1075	<p><b>【新しい修正案】</b></p>	資料編に整理する
処理区分	施設名	所在地	電話									
火葬	平塚市営火葬場「平塚市聖苑」	平塚市田村9-25-2	55-1075									
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方								
4 5 (87 同)	地震災害対策編・ 第3章第6節第2項4(1) (頁:第3章6節-5)	<p><b>【修正意見】</b> 組織再編による名称および役割の変更</p> <p><b>【提案理由】</b> 組織再編による名称および役割の変更</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p>									

	<p><b>【H24.12.26 配布内容】</b></p> <p>第3章 災害時の応急活動対策</p> <p>第6節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動</p> <p>主管部 政策総務部 町民福祉部 建設経済部 教育部</p> <p>第2項 食料供給対策</p> <p>4. 食料の調達・搬送</p> <p>(1) 米穀の調達</p> <p>米穀の調達は、原則として、次の方法及び順位により行う。</p> <p>政府所有食料（米穀）の調達 災害救助法が発動された場合で、政府所有食料（米穀）が必要なときは、政府所有食料の供給に関して、知事に供給の協議を要請し調達する。</p> <p>ただし、本部長は、交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀の引取りに関する知事の指示を受けえない場合には、災害救助法発動期間中は、農林水産省又は政府所有食料を保管する倉庫の責任者に対して直接引渡しを要請する。</p> <table border="1"> <tr> <td>政府所有食料（米穀）の調達</td><td>災害救助法が発動された場合で、政府所有食料（米穀）が必要なときは、政府所有食料の供給に関して、知事に供給の協議を要請し調達する。</td></tr> <tr> <td></td><td>ただし、本部長は、交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀の引取りに関する知事の指示を受けえない場合には、災害救助法発動期間中は、農林水産省又は政府所有食料を保管する倉庫の責任者に対して直接引渡しを要請する。</td></tr> </table>	政府所有食料（米穀）の調達	災害救助法が発動された場合で、政府所有食料（米穀）が必要なときは、政府所有食料の供給に関して、知事に供給の協議を要請し調達する。		ただし、本部長は、交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀の引取りに関する知事の指示を受けえない場合には、災害救助法発動期間中は、農林水産省又は政府所有食料を保管する倉庫の責任者に対して直接引渡しを要請する。		
政府所有食料（米穀）の調達	災害救助法が発動された場合で、政府所有食料（米穀）が必要なときは、政府所有食料の供給に関して、知事に供給の協議を要請し調達する。						
	ただし、本部長は、交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀の引取りに関する知事の指示を受けえない場合には、災害救助法発動期間中は、農林水産省又は政府所有食料を保管する倉庫の責任者に対して直接引渡しを要請する。						
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方			
4 6	地震災害対策編・ 第3章第6節2項 5 (頁:第3章第6節 -7)	<p><b>【修正意見】</b> ポリエチレン袋について</p> <p><b>【提案理由】</b> 専用品なのか、備蓄の有無、数量はあるのか？</p> <p><b>【H24.12.26 配布内容】</b></p> <p>第3章 災害時の応急活動対策</p> <p>第6節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動</p> <p>主管部 政策総務部 町民福祉部 建設経済部 教育部</p> <p>第2項 食料供給対策</p> <p>5. 炊出しの実施</p> <p>米飯による炊出しが、教育部長の指示に従い行う。</p> <p>炊出しがための施設は、町内公立学校の内、給食場の施設を、必要により利用する等災害地の事情を考慮してその都度定める。</p> <p>炊出しが従事者は、町の職員をもって充てるほか、協力者として町民組織等の協力を得る。</p> <p>炊出しが運搬は、衛生上又は運搬状況等を考慮の上、<u>ポリエチレン袋</u>を使っての炊出しが原則とする。</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p> <p>5. 炊出しの実施</p> <p>米飯による炊出しが、教育部長の指示に従い行う。</p> <p>炊出しがための施設は、町内公立学校の内、給食場の施設を、必要により利用する等災害地の事情を考慮してその都度定める。</p> <p>炊出しが従事者は、町の職員をもって充てるほか、協力者として町民組織等の協力を得る。</p> <p><u>炊出しが運搬は、衛生上又は運搬状況等を考慮して行う。</u></p>	修正する			

番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方																				
4 7	地震災害対策編・ 第3章第6節3項 2(2) (頁:第3章第6節 -8)	<p><b>【修正意見】</b> 靴、靴下、衛生品をリストに加える 汎用性の高い新聞紙などもいれてほしい</p> <p><b>【提案理由】</b></p> <p><b>【H24.12.26配布内容】</b> 第3章 災害時の応急活動対策 第6節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動 主管部 政策総務部 町民福祉部 建設経済部 教育部 第3項 生活必需品等供給対策 2. 供給の範囲 (2) 供給物資等 供給を行う物資等は、次に掲げるもののうち、被災状況、物資調達状況等を考慮し、必要と認めた最小限度のものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">生活必需品等の供給物資</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寝具、就寝に必要な最小限度の毛布及び布団等</td><td>炊事道具、鍋釜、包丁、バケツ等</td></tr> <tr> <td>外衣、普通着で作業衣、婦人服、子供服等</td><td>食器、茶碗、汁椀、皿、はし等</td></tr> <tr> <td>肌着、じゅばん、シャツ、ズボン下、パンツ等</td><td>日用品、石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等</td></tr> <tr> <td>タオル、手拭等</td><td>光熱材料、マッチ、ローソク、薪、木炭等</td></tr> </tbody> </table>	生活必需品等の供給物資		寝具、就寝に必要な最小限度の毛布及び布団等	炊事道具、鍋釜、包丁、バケツ等	外衣、普通着で作業衣、婦人服、子供服等	食器、茶碗、汁椀、皿、はし等	肌着、じゅばん、シャツ、ズボン下、パンツ等	日用品、石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等	タオル、手拭等	光熱材料、マッチ、ローソク、薪、木炭等	<p><b>【新しい修正案】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">生活必需品等の供給物資</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寝具、就寝に必要な最小限度の毛布及び布団等</td><td>炊事道具、鍋釜、包丁、バケツ等</td></tr> <tr> <td>外衣、普通着で作業衣、婦人服、子供服、靴等</td><td>食器、茶碗、汁椀、皿、はし等</td></tr> <tr> <td>肌着、じゅばん、シャツ、ズボン下、パンツ等</td><td>日用品、石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉、おむつ、生理用品等</td></tr> <tr> <td>タオル、手拭等</td><td>光熱材料、マッチ、ローソク、薪、木炭等</td></tr> </tbody> </table>	生活必需品等の供給物資		寝具、就寝に必要な最小限度の毛布及び布団等	炊事道具、鍋釜、包丁、バケツ等	外衣、普通着で作業衣、婦人服、子供服、靴等	食器、茶碗、汁椀、皿、はし等	肌着、じゅばん、シャツ、ズボン下、パンツ等	日用品、石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉、おむつ、生理用品等	タオル、手拭等	光熱材料、マッチ、ローソク、薪、木炭等	修正する
生活必需品等の供給物資																								
寝具、就寝に必要な最小限度の毛布及び布団等	炊事道具、鍋釜、包丁、バケツ等																							
外衣、普通着で作業衣、婦人服、子供服等	食器、茶碗、汁椀、皿、はし等																							
肌着、じゅばん、シャツ、ズボン下、パンツ等	日用品、石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等																							
タオル、手拭等	光熱材料、マッチ、ローソク、薪、木炭等																							
生活必需品等の供給物資																								
寝具、就寝に必要な最小限度の毛布及び布団等	炊事道具、鍋釜、包丁、バケツ等																							
外衣、普通着で作業衣、婦人服、子供服、靴等	食器、茶碗、汁椀、皿、はし等																							
肌着、じゅばん、シャツ、ズボン下、パンツ等	日用品、石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉、おむつ、生理用品等																							
タオル、手拭等	光熱材料、マッチ、ローソク、薪、木炭等																							
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方																				
4 8	地震災害対策編・ 第3章第7節1項 3(1) (頁:第3章第7節 -2)	<p><b>【修正意見】</b> 国府保育園が記載されていない</p> <p><b>【提案理由】</b></p> <p><b>【H24.12.26配布内容】</b> 第3章 災害時の応急活動対策 第7節 文教・保育対策 主管部 教育部 第1項 文教対策 3. 応急教育の実施 校舎等施設の被害程度により、特別教室、屋内体育施設等の利用、二部授業などの方法を考慮し、授業を実施するよう努める。 (1) 応急教室実施の予定場所 町立学校の被災により授業が中絶することのないようにするため応急教育の実施予定場所は、次のとおりとする。</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p>																					

		<p>a. 学校の一部が被災した場合</p> <p>特別教室、屋内運動場を利用し、なお収容不可能の場合には隣接の学校を利用する。</p> <p>b. 学校の全部が被災した場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被災校</th><th colspan="4">応急教育実施場所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大磯幼</td><td>大磯小</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>大磯小</td><td>大磯幼</td><td>大磯中</td><td>国府小</td><td>国府中</td></tr> <tr> <td>大磯中</td><td>大磯小</td><td>国府中</td><td>国府小</td><td></td></tr> <tr> <td>国府幼</td><td>国府小</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>たかとり幼</td><td>国府小</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>国府小</td><td>国府中</td><td>たかとり幼</td><td>大磯小</td><td>大磯中</td></tr> <tr> <td>国府中</td><td>国府小</td><td>たかとり幼</td><td>大磯中</td><td>大磯小</td></tr> </tbody> </table> <p>c. 2以上の学校が被災した場合</p> <p>b. に準じ通学可能な範囲の学校に分散収容し、仮校舎の建築、町内の神社、寺、会社、会館等民間の私有建物の借り上げ等の手段を講ずる。</p>	被災校	応急教育実施場所				大磯幼	大磯小				大磯小	大磯幼	大磯中	国府小	国府中	大磯中	大磯小	国府中	国府小		国府幼	国府小				たかとり幼	国府小				国府小	国府中	たかとり幼	大磯小	大磯中	国府中	国府小	たかとり幼	大磯中	大磯小		修正しない (応急保育の方針については第3章第7節第2項に掲載)
被災校	応急教育実施場所																																											
大磯幼	大磯小																																											
大磯小	大磯幼	大磯中	国府小	国府中																																								
大磯中	大磯小	国府中	国府小																																									
国府幼	国府小																																											
たかとり幼	国府小																																											
国府小	国府中	たかとり幼	大磯小	大磯中																																								
国府中	国府小	たかとり幼	大磯中	大磯小																																								
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方																																								
49 (88同)	地震災害対策編第3章・第8節第1項 5 (頁: 地震災害対策編第3章・第8節・4)	<p><b>【修正意見】</b> 5. 道路等の応急復旧 「町の計画の定めるところ」を削除 (2) 町が道路管理者と協議し</p> <p><b>【提案理由】</b> 町の計画は何であるか不明 道路管理者は国や県、NEXCOなど多いため 国道はどうするのか不明</p> <p><b>【H24.12.26配布内容】</b> 第3章 災害時の応急活動対策 第8節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 主管部 政策総務部 建設経済部 消防部 第1項 交通応急対策 1. 交通支障箇所等の情報収集 2. 関係機関への通報 3. 交通規制 4. 緊急通行車両 5. 道路等の応急復旧 道路等の交通支障箇所については、町の計画の定めるところにより、速やかに応急復旧作業体制を確保し、災害応急対策上重要な道路や交通の安全上必要な箇所を優先して、道路機能の確保を図る。</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p> <p>5. 道路等の応急復旧 道路管理者は、道路等の交通支障箇所について、速やかに応急復旧作業体制を確保し、災害応急対策上重要な道路や交通の安全上必要な箇所を優先して、道路機能の確保を図る。</p>	修正する																																								

	<p>(1) 実施責任者 道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。</p> <p>(2) 応急復旧措置 町が管理する道路については、損壊等により通行に支障があるときは、当面必要最小限の範囲で応急復旧を行うものとする。 町は自己の管理する道路、橋りょう等の応急復旧が不可能又は困難な場合には、「第12節第1項 行政機関への応援要請」等により知事、他自治体、協定団体等に対して応急復旧の応援を要請する。この場合それらの要請による派遣隊は、災害対策本部の指揮に基づき応急対策に従事するものとする。 既設道路の全てが損壊し、他に迂回路等がなく、かつ新たに仮設道路敷設の必要を生じた場合は、県、道路管理者及び町が協議し、実施責任者を定め所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>(3) 経費 道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該道路管理者の負担とする。</p>	<p>(2) 応急復旧措置 町は自己の管理する道路、橋りょう等の応急復旧が不可能又は困難な場合には、「第12節第1項 行政機関への応援要請」等により知事、他自治体、協定団体等に対して応急復旧の応援を要請する。この場合それらの要請による派遣隊は、災害対策本部の指揮に基づき応急対策に従事するものとする。 既設道路の全てが損壊し、他に迂回路等がなく、かつ新たに仮設道路敷設の必要を生じた場合は、県、道路管理者及び町が協議し、実施責任者を定め所要の措置を講ずるものとする。</p>	修正する (削除)																													
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案																													
5 0 (89 同)	地震災害対策編 第3章第8節第2項3,(3)、第2項4(4)ウ (頁:第3章第8節-6,7)	<p><b>【修正意見】</b> 大磯中学校、国府小学校、国府中学校、大磯運動公園の中に、大磯港の記載は？</p> <p><b>【提案理由】</b> 県地域防災計画には、記載がある。</p> <p><b>【H24.12.26 配布内容】</b> 第3章 災害時の応急活動対策 第8節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 主管部 政策総務部 建設経済部 消防部 第2項 輸送対策 4. 車両の配備 (4) 輸送用車両基地等 物資等の輸送を行うための輸送用車両基地及び食料、物資等を一時集積するための一時集積場所は、次のとおりとする。 ウ. ヘリコプター臨時離発着場 大磯中学校運動場、国府小学校運動場、国府中学校運動場、大磯運動公園野球場とする。</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p> <p>ウ. ヘリコプター臨時離発着場 大磯中学校運動場、国府小学校運動場、国府中学校運動場、大磯運動公園野球場、<u>ならびに神奈川県地域防災計画に基く大磯港</u>とする。</p>	意見に対する考え方 修正する																												
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方																												
5 1	地震災害対策編 第3章第12節第2項5 (頁:第3章第12節-9)	<p>第12節 広域的応援体制 主管部 政策総務部 本部事務局 関係各部 2. 相互応援協定団体に対する応援要請 5. ヘリコプター臨時離着陸場等 (1) ヘリコプター臨時離着陸場 自衛隊の災害派遣に係るヘリコプター臨時離着陸場は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">所 在 地 等</th> <th colspan="2">発 着 場 面 積</th> </tr> <tr> <th>東西×南北</th> <th>面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大磯中学校運動場</td> <td>東小磯 261 電話 61-0073</td> <td>105m×72m</td> <td>7,560m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>国府小学校運動場</td> <td>月京 15 電話 71-0400</td> <td>80m×60m</td> <td>4,800m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 在 地 等	発 着 場 面 積		東西×南北	面 積	大磯中学校運動場	東小磯 261 電話 61-0073	105m×72m	7,560m <sup>2</sup>	国府小学校運動場	月京 15 電話 71-0400	80m×60m	4,800m <sup>2</sup>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">所 在 地 等</th> <th colspan="2">発 着 場 面 積</th> </tr> <tr> <th>東西×南北</th> <th>面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大磯中学校運動場</td> <td>東小磯 261 電話 61-0073</td> <td>105m×72m</td> <td>7,560m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>国府小学校運動場</td> <td>月京 15 電話 71-0400</td> <td>80m×60m</td> <td>4,800m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 在 地 等	発 着 場 面 積		東西×南北	面 積	大磯中学校運動場	東小磯 261 電話 61-0073	105m×72m	7,560m <sup>2</sup>	国府小学校運動場	月京 15 電話 71-0400	80m×60m	4,800m <sup>2</sup>	意見に対する考え方 大磯港を追加
名 称	所 在 地 等	発 着 場 面 積																														
		東西×南北	面 積																													
大磯中学校運動場	東小磯 261 電話 61-0073	105m×72m	7,560m <sup>2</sup>																													
国府小学校運動場	月京 15 電話 71-0400	80m×60m	4,800m <sup>2</sup>																													
名 称	所 在 地 等	発 着 場 面 積																														
		東西×南北	面 積																													
大磯中学校運動場	東小磯 261 電話 61-0073	105m×72m	7,560m <sup>2</sup>																													
国府小学校運動場	月京 15 電話 71-0400	80m×60m	4,800m <sup>2</sup>																													

		<table border="1"> <tr> <td>国府中学校運動場</td><td>月京 40 電話 71-0410</td><td>100m×50m</td><td>5,000m<sup>2</sup></td></tr> <tr> <td>大磯運動公園野球場</td><td>国府本郷 2126-1 電話 61-8822</td><td>111m×111m</td><td>11,560m<sup>2</sup></td></tr> </table>	国府中学校運動場	月京 40 電話 71-0410	100m×50m	5,000m <sup>2</sup>	大磯運動公園野球場	国府本郷 2126-1 電話 61-8822	111m×111m	11,560m <sup>2</sup>	<table border="1"> <tr> <td>国府中学校運動場</td><td>月京 40 電話 71-0410</td><td>100m×50m</td><td>5,000m<sup>2</sup></td></tr> <tr> <td>大磯運動公園野球場</td><td>国府本郷 2126-1 電話 61-8822</td><td>111m×111m</td><td>11,560m<sup>2</sup></td></tr> </table> <p>(神奈川県地域防災計画に基く、ヘリコプター臨時離着陸上は、大磯港)</p>	国府中学校運動場	月京 40 電話 71-0410	100m×50m	5,000m <sup>2</sup>	大磯運動公園野球場	国府本郷 2126-1 電話 61-8822	111m×111m	11,560m <sup>2</sup>	
国府中学校運動場	月京 40 電話 71-0410	100m×50m	5,000m <sup>2</sup>																	
大磯運動公園野球場	国府本郷 2126-1 電話 61-8822	111m×111m	11,560m <sup>2</sup>																	
国府中学校運動場	月京 40 電話 71-0410	100m×50m	5,000m <sup>2</sup>																	
大磯運動公園野球場	国府本郷 2126-1 電話 61-8822	111m×111m	11,560m <sup>2</sup>																	
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由		修正案	意見に対する考え方															
5 2	地震災害対策編・ 第3章第9節第2項2(9) (頁:第3章第9節-3)	<p>【修正意見】 航空機を記載</p> <p>【提案理由】 船艇だけではなく、航空機の派遣もありえるため</p> <p>【H24.12.26配布内容】 第3章 災害時の応急活動対策 第9節 警備・救助対策 実施機関 神奈川県警察 第三管区海上保安本部 関係部 本部事務局 各部 第2項 海上における警備救助対策 2. 第三管区海上保安本部が実施する応急対策 (9) 海上における治安維持 海上における治安を維持するために、巡視船艇を災害発生地域の海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。</p>		<p>【新しい修正案】 (9) 海上における治安維持 海上における治安を維持するために、<u>航空機</u>や巡視船艇を災害発生地域の海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。</p>	修正する															
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由		修正案	意見に対する考え方															
5 3	地震災害対策編・ 第3章第10節第2項別表1 (頁:3章10節-3)	<p>【修正意見】 広報担当の窓口について名称修正</p> <p>【提案理由】 社内分掌業務変更による</p> <p>【H24.12.26配布内容】 第3章 災害時の応急活動対策 第10節 ライフラインの応急復旧活動 主管部 建設経済部 政策総務部 主管機関 東京電力(株)神奈川支店平塚支社 東日本通信電話(株)神奈川支店 災害対策室 企業庁平塚水道営業所 東日本旅客鉄道(株)横浜支社 大磯駅 (株)NTT ドコモ神奈川支店 (社)神奈川県エルピーガス協会湘南支部 東京ガス(株)神奈川西支店 第2項 各関係機関等の応急対策 第3 広報体制 応急対策等に係る広報体制は、次のとおりとする。 1 広報担当の窓口 広報窓口は平塚地域お客さまサービスグループとする。</p>		<p>【新しい修正案】 広報窓口はお客様<u>コミュニケーション</u>グループとする。</p>	修正する															

番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
5 4	地震災害対策編・ 第3章第10節第2 項別表1 (頁:3章10節-3)	<p><b>【修正意見】</b> 別表1の後半部分の追加と修正</p> <p><b>【提案理由】</b> 社内分掌業務変更による</p> <p><b>【H24.12.26配布内容】</b> 別表1追加</p>	<p>(別表1追加内容)</p> <p><b>第4 応急復旧対策</b> 電力の応急復旧対策は、次により行う。</p> <p>1 初期における応急対策</p> <p>(1) 非常災害対策支部の設置 災害の規模、その他の状況により非常災害対策支部を支社内に設置する。</p> <p>(2) 初動にかかる措置等</p> <p>ア 要員の確保 要員は、非常災害対策表により支社長以下全員及び関係請負会社全員が復旧体制に入る。また、休日、時間外(夜間)において神奈川県内で震度6以上の地震が発生すれば、県内および隣接都県(東京、山梨、静岡)の職員は、連絡の有無に関わらず自動出勤する。</p> <p>イ 資機材の確保 資機材は、関東一円の各事業所において分散保管しており、必要資機材は道路情報、交通情報等により搬送ルート、手段を決定し調達する。</p> <p>(3) 二次災害防災のための危険防止対策 電力需給の実態から、災害時においても原則として送電を継続するが、地震の被害及び火災の拡大等に伴い、二次災害の恐れがある場合で、東京電力が必要と認めた場合、又は警察、消防機関から送電停止の要請があった場合には、適切な危険防止措置を講ずる。</p> <p>2 応急復旧対策</p> <p>(1) 応急復旧の基本方針及び復旧順位 各設備の復旧順位は、原則として人命の関わる箇所、官公署、報道機関、避難所等を優先するなど、災害状況、各設備の被害状況、設備の復旧難易を勘案して、効果の高いものから応急送電する。</p> <p>(2) 応急体制及び電力の融通体制 県内外の事業所及び関係請負会社からの応援体制は確立されている。 なお、被害状況により、他電力会社からの応援も可能である。また、電源系統に被害があった場合は、隣接する電力会社間で電力融通契約が交わされている。</p>	修正する
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
5 5	地震災害対策編・ 第3章第11節2 項1(1) (頁:第3章第11節 -3)	<p><b>【修正意見】</b> 災害廃棄物の置き場について</p> <p><b>【提案理由】</b> ○運動公園南側駐車場に災害廃棄物を持ってきて仮設住宅の住民の安全確保ができるのか? ○南側駐車場でだけで廃棄物は収まるのか?</p> <p><b>【H24.12.26配布内容】</b> 第3章 災害時の応急活動対策 第11節 災害廃棄物等の処理対策 主管部 建設経済部</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p>	修正する

	<p>第2項 災害廃棄物等の処理</p> <p>1. 災害廃棄物の処理</p> <p>地震により発生したガレキ及び建物等の解体撤去等に伴い発生した廃材等の災害廃棄物の処理は、原則として、次により行う。</p> <p>(1) 災害廃棄物の仮置場の確保</p> <p>災害廃棄物の仮置場は、<u>大磯運動公園南側駐車場</u>とする。</p>		修正しない (南側駐車場は災害廃棄物の仮置き場として使い、処分可能な施設へ搬出する。)
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案
5 6	<p>地震災害対策編・ 第3章第14節第1項3 (頁:第3章第14節-1)</p> <p><b>【修正意見】</b> 個人に対し必ず社協で事前に受付を行うことを周知する</p> <p><b>【提案理由】</b> 受入窓口は社協である</p> <p><b>【H24.12.26配布内容】</b> 第3章 災害時の応急活動対策 第14節 災害救援ボランティアの支援活動 主管部 町民福祉部</p> <p>発災後、災害救援ボランティアが円滑に活動できるよう、県が設置するボランティア活動支援拠点と、社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターの役割分担を明確にするほか、県と連携をとり、活動に必要となる場所・資機材・活動資金等の確保に備する便宜の提供について必要となる事項を定める。</p> <p>第1項 ボランティアの協力</p> <p>1. ボランティア活動の要請範囲</p> <p>災害対策本部が、ボランティアの救援活動を要請する場合の範囲は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定避難所等の運営の援助</li> <li>● 救援物資の配分及び配送</li> <li>● 給水及び給食</li> <li>● 安否情報の収集整理等</li> <li>● 医療、看護、保健及び介護</li> <li>● 手話通訳等の福祉活動</li> <li>● 清掃及び防疫</li> <li>● その他必要と認める活動</li> </ul> <p>2. ボランティアの要請手続</p> <p>(1) 災害対策本部における要請手続</p> <p>災害対策本部各部において活動の要請を必要とするときは、各部長が次の事項を明らかにして、町民福祉部に要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 活動の内容</li> <li>● 活動の場所及び期間</li> <li>● 必要と思われる人員</li> <li>● その他参考となる事項</li> </ul> <p>町民福祉部は、各種の要請内容を整理調整し、<u>ネットワーク</u>に対しボランティアの派遣要請を行う。</p> <p>(2) ネットワークにおける手続</p> <p>ネットワークは、ボランティアの派遣要請があったときは、ボランティアを速やかに派遣するとともに、必要に応じ広報、報道機関等を通じて町内外に対しボランティアの救援、協力要請を行うものとする。</p> <p>また、ネットワークは、町民福祉部を通じて災害対策本部等の救援活動要請の状況を常に掌握するとともに、申し込み希望のあるボランティアの掌握も行い、ボランティアの要請が効率的</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p> <p>発災後、災害救援ボランティアが円滑に活動できるよう、県が設置するボランティア活動支援拠点と、社会福祉協議会が「災害時におけるボランティア活動に関する協定書」に基き設置する災害ボランティアセンターの役割分担を明確にするほか、県と連携をとり、活動に必要となる場所・資機材・活動資金等の確保に備する便宜の提供について必要となる事項を定める。</p> <p>第1項 ボランティアの協力</p> <p>1. ボランティア活動の要請範囲</p> <p>災害対策本部が、ボランティアの救援活動を要請する場合の範囲は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定避難所等の運営の援助</li> <li>● 救援物資の配分及び配送</li> <li>● 給水及び給食</li> <li>● 安否情報の収集整理等</li> <li>● 医療、看護、保健及び介護</li> <li>● 手話通訳等の福祉活動</li> <li>● 清掃及び防疫</li> <li>● その他必要と認める活動</li> </ul> <p>2. ボランティアの要請手続</p> <p>(1) 災害対策本部における要請手続</p> <p>災害対策本部各部において活動の要請を必要とするときは、各部長が次の事項を明らかにして、町民福祉部に要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 活動の内容</li> <li>● 活動の場所及び期間</li> <li>● 必要と思われる人員</li> <li>● その他参考となる事項</li> </ul> <p>町民福祉部は、各種の要請内容を整理調整し、<u>ボランティアセンター</u>に対しボランティアの派遣要請を行う。</p> <p>(2) ボランティアセンターにおける手続</p> <p>ボランティアセンターは、ボランティアの派遣要請があったときは、ボランティアを速やかに派遣するとともに、必要に応じ広報、報道機関等を通じて町内外に対しボランティアの救援、協力要請を行うものとする。</p> <p>また町民福祉部を通じて災害対策本部等の救援活動要請の状況を常に掌握するとともに、申し込み希望のあるボランティアの掌握も行い、ボランティアの要請が効率的</p>	意見に対する考え方 全体を修正する

<p>地震災害対策編・ 第3章第14節第1 項3 (頁:第3章第14節 -1) (続き)</p>	<p>イアの要請が効率的に行われるよう努めるものとする。</p> <p>3. ボランティアの受け入れ手続 ネットワークがボランティアを受け入れる場合の手続は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアを希望する団体又は個人に対し、必ず事前に受付を行うことを周知するとともに、活動にあたっては、必要な手続を行い、所定の指示をしたうえで、活動につかせるものとする。</li> <li>・必要な場合には、現地案内又は業務指示等に必要な係員を派遣するものとする。</li> <li>・必要な場合には、町民福祉部と協議し、資機材又は関係資料等の貸与等を行うものとする。</li> </ul> <p>4. ボランティアの身分に関する取扱い (1) 活動に対する報酬等の取扱い ボランティアとしての特性等を考慮して、その活動に係る報酬等の取扱いは、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア救援活動に対しては、原則として無報酬とする。</li> <li>・ボランティア救援活動に係る食料及び宿泊場所等の確保については、原則として自己の負担とする。</li> <li>・ボランティア救援活動に係る災害の補償については別に定める。</li> </ul> <p>(2) ボランティア救援活動従事者の留意事項 ボランティア救援活動従事者は、次の点に留意しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動を行う前に、ネットワークに対し、所定事項を届け出る。</li> <li>・活動を行うにあたっては、ネットワーク又は現場責任者の指示に従う。</li> <li>・予定の活動を終了したとき又は途中で終えたときは、現場責任者又はネットワークに報告する。</li> <li>・救援活動中に事故等が生じたときは、現場責任者又はネットワークに報告し、指示を受ける。</li> </ul> <p>5. ボランティア活動拠点 町は、災害時のボランティアの対応及び活動の拠点として、ふれあい会館を提供するものとする。</p> <p>6. ネットワーク及び町本部の事務等 ネットワーク及び町民福祉部は、概ね次の事務又は業務を行う。</p>	<p>行われるよう努めるものとする。</p> <p>3. ボランティアの受け入れ手続 ボランティアセンターがボランティアを受け入れる場合の手続は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアを希望する団体又は個人に対し、必ず事前に受付を行うことを周知するとともに、活動にあたっては、必要な手続を行い、所定の指示をしたうえで、活動につかせるものとする。</li> <li>・必要な場合には、現地案内又は業務指示等に必要な係員を派遣するものとする。</li> <li>・必要な場合には、町民福祉部と協議し、資機材又は関係資料等の貸与等を行うものとする。</li> </ul> <p>4. ボランティアの身分に関する取扱い (1) 活動に対する報酬等の取扱い ボランティアとしての特性等を考慮して、その活動に係る報酬等の取扱いは、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア救援活動に対しては、原則として無報酬とする。</li> <li>・ボランティア救援活動に係る食料及び宿泊場所等の確保については、原則として自己の負担とする。</li> <li>・ボランティア救援活動に係る災害の補償については別に定める。</li> </ul> <p>(2) ボランティア救援活動従事者の留意事項 ボランティア救援活動従事者は、次の点に留意しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動を行う前に、ネットワークに対し、所定事項を届け出る。</li> <li>・活動を行うにあたっては、ネットワーク又は現場責任者の指示に従う。</li> <li>・予定の活動を終了したとき又は途中で終えたときは、現場責任者又はネットワークに報告する。</li> <li>・救援活動中に事故等が生じたときは、現場責任者又はネットワークに報告し、指示を受ける。</li> </ul> <p>5. ボランティア活動拠点 町は、災害時のボランティアの対応及び活動の拠点として、ふれあい会館を提供するものとする。</p> <p>6. ボランティアセンター及び町本部の事務等 ボランティアセンター及び町民福祉部は、概ね次の事務又は業務を行う。</p>								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>事務又は業務の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ネットワーク</td><td>           ① ボランティアの受け入れ            ② ボランティアが必要な場合の協力要請            ③ 従事者に対する作業等の割振り及び必要な指示            ④ ボランティアの身分の取扱い            ⑤ ボランティア活動に必要な情報の収集、提供            ⑥ 町民福祉部との連絡調整            ⑦ その他ボランティア活動に必要な事務         </td></tr> </tbody> </table>	区分	事務又は業務の内容	ネットワーク	① ボランティアの受け入れ ② ボランティアが必要な場合の協力要請 ③ 従事者に対する作業等の割振り及び必要な指示 ④ ボランティアの身分の取扱い ⑤ ボランティア活動に必要な情報の収集、提供 ⑥ 町民福祉部との連絡調整 ⑦ その他ボランティア活動に必要な事務	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>事務又は業務の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ボランティアセンター</td><td>           ① ボランティアの受け入れ            ② ボランティアが必要な場合の協力要請            ③ 従事者に対する作業等の割振り及び必要な指示            ④ ボランティアの身分の取扱い            ⑤ ボランティア活動に必要な情報の収集、提供            ⑥ 町民福祉部との連絡調整            ⑦ その他ボランティア活動に必要な事務         </td></tr> </tbody> </table>	区分	事務又は業務の内容	ボランティアセンター	① ボランティアの受け入れ ② ボランティアが必要な場合の協力要請 ③ 従事者に対する作業等の割振り及び必要な指示 ④ ボランティアの身分の取扱い ⑤ ボランティア活動に必要な情報の収集、提供 ⑥ 町民福祉部との連絡調整 ⑦ その他ボランティア活動に必要な事務
区分	事務又は業務の内容									
ネットワーク	① ボランティアの受け入れ ② ボランティアが必要な場合の協力要請 ③ 従事者に対する作業等の割振り及び必要な指示 ④ ボランティアの身分の取扱い ⑤ ボランティア活動に必要な情報の収集、提供 ⑥ 町民福祉部との連絡調整 ⑦ その他ボランティア活動に必要な事務									
区分	事務又は業務の内容									
ボランティアセンター	① ボランティアの受け入れ ② ボランティアが必要な場合の協力要請 ③ 従事者に対する作業等の割振り及び必要な指示 ④ ボランティアの身分の取扱い ⑤ ボランティア活動に必要な情報の収集、提供 ⑥ 町民福祉部との連絡調整 ⑦ その他ボランティア活動に必要な事務									

	<p>町民福祉部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害情報、生活情報等ボランティア活動に関する情報の提供</li> <li>② 必要な資機材等の提供</li> <li>③ 必要な職員等の派遣</li> <li>④ 必要な財政措置</li> <li>⑤ ネットワークとの連絡調整</li> <li>⑥ その他ボランティア活動に必要な支援</li> </ul>	<p>町民福祉部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害情報、生活情報等ボランティア活動に関する情報の提供</li> <li>② 必要な資機材等の提供</li> <li>③ 必要な職員等の派遣</li> <li>④ 必要な財政措置</li> <li>⑤ ネットワークとの連絡調整</li> <li>⑥ その他ボランティア活動に必要な支援</li> </ul>		
	<p>7. ネットワーク組織が設立されるまでの間における暫定措置</p> <p>ボランティアのネットワーク組織が設立されるまでの間に、地震災害が発生した場合のボランティア対応業務は、本項に準じ、町民福祉部が社会福祉協議会等関係機関の協力を得て暫定的に行うものとする。</p>	<p>7. ボランティアネットワークづくりの促進</p> <p>町は平常時においては、災害救援ボランティア活動のため、必要な物品を備え、支援センター設置準備のほか、災害救援ボランティア関係団体相互の情報交換、ネットワークづくりに資する取組みを行い、災害時、平常時の災害救援ボランティア活動支援の充実強化に取り組む。</p>		
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	
57	地震災害対策編第3章第16節第1項(頁:地震災害対策編第3章第16節-1)	<p><b>【修正意見】</b> 「専門技術者等を活用して行う。」を「必要に応じ専門技術者等を活用して行う。」に修正。</p> <p><b>【提案理由】</b> 県では職員の点検を原則としているため。</p> <p><b>【H24.12.26配布内容】</b> 第3章 災害時の応急活動対策 第16節 二次災害の防止活動 主管部 建設経済部 関係各部</p> <p><b>第1項 水害・土砂災害対策</b> 県及び町は、余震あるいは降雨等による二次的な水害に対して点検し、応急対策を実施する。また、土砂災害等の危険箇所の点検については専門技術者等を活用して行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を行う。また、町は、警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。 また、横浜地方気象台及び県は、必要に応じて土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施する。 国は、天然ダムや火山噴火による土石流等大規模な土砂災害が急迫している場合に、また、県は地すべりによる大規模な土砂災害が急迫している場合に、緊急調査を実施して、被害の想定される土地の区域・時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を住民への避難勧告・指示の判断に資するために、町に通知するとともに、住民等への周知を行う。</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p> <p><b>第1項 水害・土砂災害対策</b> 県及び町は、余震あるいは降雨等による二次的な水害に対して点検し、応急対策を実施する。また、土砂災害等の危険箇所の点検については職員のほか必要に応じ専門技術者等を活用して行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を行う。また、町は、警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。 また、横浜地方気象台及び県は、必要に応じて土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施する。 国は、天然ダムや火山噴火による土石流等大規模な土砂災害が急迫している場合に、また、県は地すべりによる大規模な土砂災害が急迫している場合に、緊急調査を実施して、被害の想定される土地の区域・時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を住民への避難勧告・指示の判断に資するために、町に通知するとともに、住民等への周知を行う。</p>	意見に対する考え方 修正する

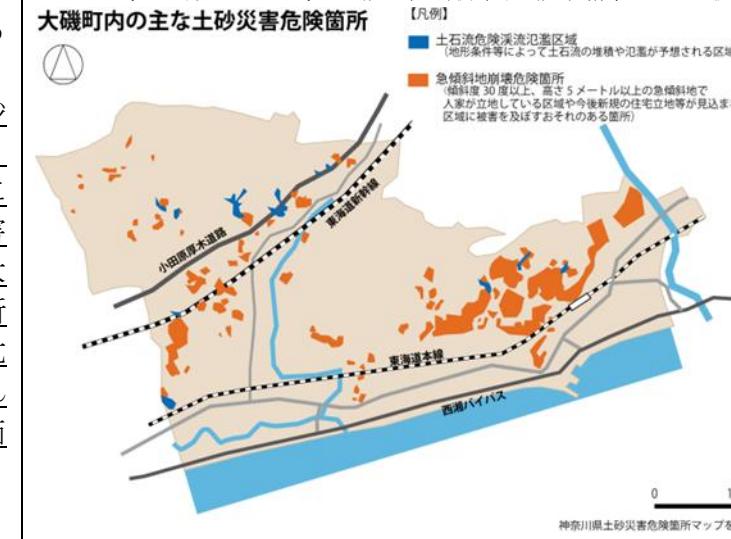
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
5 8	地震災害対策編・第3章第16節第2項 (頁:地震災害対策編・第3章第16節-1)	<p><b>【修正意見】</b>            ①町及び県は、(略)被災宅地に対しては(以下略)            ②応急危険度判定を実施する建築物は、災害状況に応じて判定活動が必要と判断した区域の建築物とする。            (ア. 公共施設等 全削除)</p> <p><b>【提案理由】</b>            ①町主体に修正。県計画に順ずる記載に修正。            ②列記されたものは、町の責任において安全性を判断すべきであり、応急危険度判定活動を利用するものではない。            (そもそも同判定活動の趣旨は「危険」情報の提供であり「安全性」を判定するものではない。)</p> <p><b>【H24.12.26 配布内容】</b>            第3章 災害時の応急活動対策            第16節 二次災害の防止活動            主管部 建設経済部 関係各部            第1項 水害・土砂災害対策            第2項 建築物及び敷地対策</p> <p>県及び町は、余震による建築物等の倒壊や余震及び降雨による宅地の崩壊がもたらす二次災害から人的被害を防止するため、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を活用して、被災建築物等に対しては応急危険度判定、<u>被災敷地</u>に対しては宅地危険度判定を速やかに行い、その判定結果を標識で表示し、住民に説明するなどの応急措置を行うとともに、災害発生のおそれのある場合は、速やかに避難対策を実施する。            また、建築業者等も、ボランティア・調査活動等で、自社施工の建築物、構造物の危険性を調査し、一定の役割を果たすものとする。</p> <p>1. 建築物応急危険度判定            (1) 判定の対象建築物            応急危険度判定を実施する建築物は、避難所等災害の際に重要な役割を果たす建築物及び災害状況に応じて判定活動が必要と判断した区域の建築物とする。</p> <p>ア. 公共施設等            災害対策に使用する公共施設や民間病院等の災害時に重要となる次の施設については、必要に応じて早期に判定を実施する。            ・町庁舎等の災害対策の拠点となる建物 ・病院等の救急医療に使用する施設            ・学校等の避難施設となる建物 ・その他災害対策上重要な施設</p> <p>イ. 一般住宅等            ・個人住宅 ・共同住宅</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p> <p>町及び県は、余震による建築物等の倒壊や余震及び降雨による宅地の崩壊がもたらす二次災害から人的被害を防止するため、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を活用して、被災建築物等に対しては応急危険度判定、<u>被災宅地</u>に対しては宅地危険度判定を速やかに行い、その判定結果を標識で表示し、住民に周知するなどの応急措置を行うとともに、災害発生のおそれのある場合、<u>町は</u>速やかに避難対策を実施する。</p> <p>また、建築業者等も、ボランティア・調査活動等で、自社施工の建築物、構造物の危険性を調査し、一定の役割を果たすものとする。</p> <p>ア. 公共施設等  <u>災害対策の拠点となる町庁舎、避難施設となる学校建物など、早期に災害対策に使用する公共施設</u>については、町職員が応急危険度判定を行う。  <u>また、災害対策に使用する病院等の救急医療に使用する施設、その他災害対策上重要な施設</u>については、必要に応じ、町が判定を実施する。</p>	修正する
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
5 9	地震災害対策編・第3章第16節第2項 1.(3),(4) (頁:地震災害対策編・第3章第16節-2)	<p><b>【修正意見】</b>            (全般 応急危険度判定の実施本部の位置付けを明確にする必要がある。)</p> <p><b>【提案理由】</b>            建設経済部と土木対策部の二つの部が記載されており、組織上の関係を明確にする必要がある。</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p>	実施本部は建設経済部が担うものとし、地域防災計画の中では位置づけていない

	<p><b>【H24.12.26 配布内容】</b></p> <p>第3章 災害時の応急活動対策 第16節 二次災害の防止活動 主管部 建設経済部 関係各部</p> <p>第1項 水害・土砂災害対策 第2項 建築物及び敷地対策 1. 建築物応急危険度判定 (1) 判定の対象建築物 (2) 応急危険度判定士 (3) 判定士の派遣要請及び受入れ</p> <p>町内の建築物の被害程度の情報収集を行い、応急危険度判定実施の判断をする。実施に対しては、次により判定士の派遣を要請し、その受入れを行う。</p> <p>ア. 応急危険度判定士の要請</p> <p>応急危険度判定士の要請は町内在住応急危険度判定士緊急連絡網により判定活動協力要請を行うと共に、建設経済部が本部事務局を通じ県災害対策本部（県建築安全課）に行う。</p> <p>イ. 判定士の受入れ</p> <p>(ア) 受入れ体制</p> <p>判定士の受入れに際しては、現地案内等受入れの準備を行うと共に近隣無被害市町村に連絡を行い判定士の宿泊地を確保する。</p> <p>(イ) 帳票類・判定資機材の用意</p> <p>判定活動に必要な、帳票類を建設経済部事務室内に、必要な資機材を本庁舎前防災備蓄倉庫に蓄える。</p> <p>(ウ) 車両の手配</p> <p>建設経済部は、政策総務部財政班に依頼し、判定士の移動のための車両（自転車等）を手配する。</p> <p>(エ) 判定士の受付</p> <p>受付台帳により、氏名、認定番号、判定作業可能日数等必要事項を記載し、人数等を確認する。</p> <p>なお、受付台帳は別途事前に用意しておくものとする。</p> <p>(4) 判定の実施</p> <p>ア. 判定実施の周知</p> <p>判定作業を開始するまでに、町民に対し判定実施地域、判定の趣旨等、作業の概要を防災行政無線により周知する。</p> <p>イ. 判定の実施</p> <p>(ア) 判定チームの編成</p> <p><u>土木対策部</u>は主としてコーディネーター（災害時に判定士を指揮、監督し、受入れ準備等を行う。）として判定士のチーム編成を行い、判定街区を指示するとともに、必要な機材等を配布する。</p> <p>(イ) 判定活動</p> <p>判定活動は判定マニュアルに従い原則として外部から目視により判定を行う。</p> <p>ウ) 被災建築物への判定結果の掲示</p> <p>判定結果については、（5）に定めるところにより被災建物へ表示する。</p> <p>(エ) 判定結果の取りまとめ</p> <p>建設経済部は判定結果を取りまとめ、災害対策本部事務局へ報告する。</p>	<p>ア. 応急危険度判定士の要請</p> <p>応急危険度判定士の要請は町内在住応急危険度判定士緊急連絡網により判定活動協力要請を行うと共に、建設経済部が町災害対策本部事務局を通じ県災害対策本部（県建築安全課）に行う。</p> <p>(ア) 判定チームの編成</p> <p>建設経済部は判定士のチーム編成を行い、判定街区を指示するとともに、必要な機材等を配布するほか、コーディネート（災害時に判定士を指揮、監督、受入れ準備等）を行う。</p> <p>(エ) 判定結果の取りまとめ</p> <p>建設経済部は判定結果を取りまとめ、町災害対策本部事務局へ報告する。</p>	<p>修正する</p>
--	--	---	-------------

番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
6 0	地震災害対策編・ 第3章第17節第1 項2 (頁:地震災害対策 編・第3章第17 節-2)	<p><b>【修正意見】</b> 横浜海上保安部が2箇所あるので1箇所を削除、 もう1箇所の横浜海上保安部を湘南海上保安署へ変更</p> <p><b>【提案理由】</b> 湘南海上保安署が対応するため</p> <p><b>【H24.12.26 配布内容】</b> 第17節 津波対策 主管部 政策総務部 建設経済部 教育部 消防部 本部事務局 第1項 津波情報の種類等 2. 津波情報の受理、伝達系統 津波情報の受理、伝達系統は、次による。</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p> <p>(意見番号3と同じ)</p>	
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
6 1	地震災害対策編 第3章第17節第2 項1 (頁:第3章第17節 -2)	<p><b>【修正意見】</b> 震度4以上の地震の場合は、建設経済部及び消防部は、津波監視にあたる者の安全確保ができると判断される場合、海面監視を実施し異常発見に努める。</p> <p><b>【提案理由】</b> 発表を待たずに情報もなく、海面監視にいくのは危険であり、津波監視にあたる者の安全確保は必要である。また、情報も無いのに海岸地域で海面監視と限定してしまうのはよくないと思う。</p> <p><b>【H24.12.26 配布内容】</b> 第3章 災害時の応急活動対策 第17節 津波対策 主管部 政策総務部 建設経済部 教育部 消防部 本部事務局</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p>	修正する

	<p>第2項 津波予報等に対する対応</p> <p>1. 津波注意報発表時等初期対応</p> <p>強い地震（震度4以上）又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じて避難の必要性を認める場合や、津波注意報が発表されたときには、速やかに次に掲げる措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本部事務局は、関係機関からの津波情報の受理のほか、テレビ、ラジオ等からの津波に関する情報収集を行う。</li> <li>・津波による被害のおそれがある場合は、防災行政無線等により避難準備情報等を広報する。</li> <li>・震度4以上の地震の場合は、津波警報等の発表を待たずに建設経済部及び消防部は、職員を沿岸地域に派遣し、海面監視を実施させ異常発見に努める。</li> </ul>		修正する	
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
6 2	地震災害対策編・ 第4章第2節第3項2(6) (頁:第4章2節-4)	<p><b>【修正意見】</b> 文書修正</p> <p><b>【提案理由】</b> 平成24年7月9日、外国人登録法は廃止されました。 ※風水害等災害対策編においても同様 (5)が災害見舞金の支給になっているのに対して (6)の租税徴収猶予及び減免等に関する計画だと整合性がつかないと思われる所以、対応とした。</p> <p><b>【H24.12.26配布内容】</b> 第4章 復旧・復興対策 第2節 復興対策の実施 主管部 政策総務部 町民福祉部 建設経済部 協力部 第3項 民生安定のための緊急措置に関する計画 (5) 災害見舞金の支給 本町に居住し住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本台帳に登録されている者、又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）による登録原票に登録されている者の居住している家屋について災害により被害を受けた場合には、次とおり見舞金を支給するものとする。 (6) 租税の徴収猶予及び減免等に関する計画</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p> <p>(5) 災害見舞金の支給 本町に居住し住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本台帳に記録されている者の居住している家屋について災害により被害を受けた場合には、次とおり見舞金を支給するものとする。</p>	修正する (H24.7.9廃止のため) 修正しない
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
6 3	地震災害対策編・ 第4章第2節第3項3(2) (頁:第4章2節-6)	<p><b>【修正意見】</b> 罹災証明書の交付期限の修正</p> <p><b>【提案理由】</b> 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋地震等の大規模災害が起きた場合、省庁の法律改正の遅延等により、市町村の発行するり災証明書が、災害発生日から60日を過ぎて、必要になる場合があるため。</p> <p><b>【H24.12.26配布内容】</b> 第4章 復旧・復興対策 第2節 復興対策の実施 主管部 政策総務部 町民福祉部 建設経済部 協力部 第3項 民生安定のための緊急措置に関する計画 3. り災証明書交付計画 (2) り災証明の交付手続等 ウ. 証明書の交付 (ウ) 証明書の交付は、原則として災害発生の日から60日以内に交付する。</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p>	修正しない

## 風水害等災害対策編

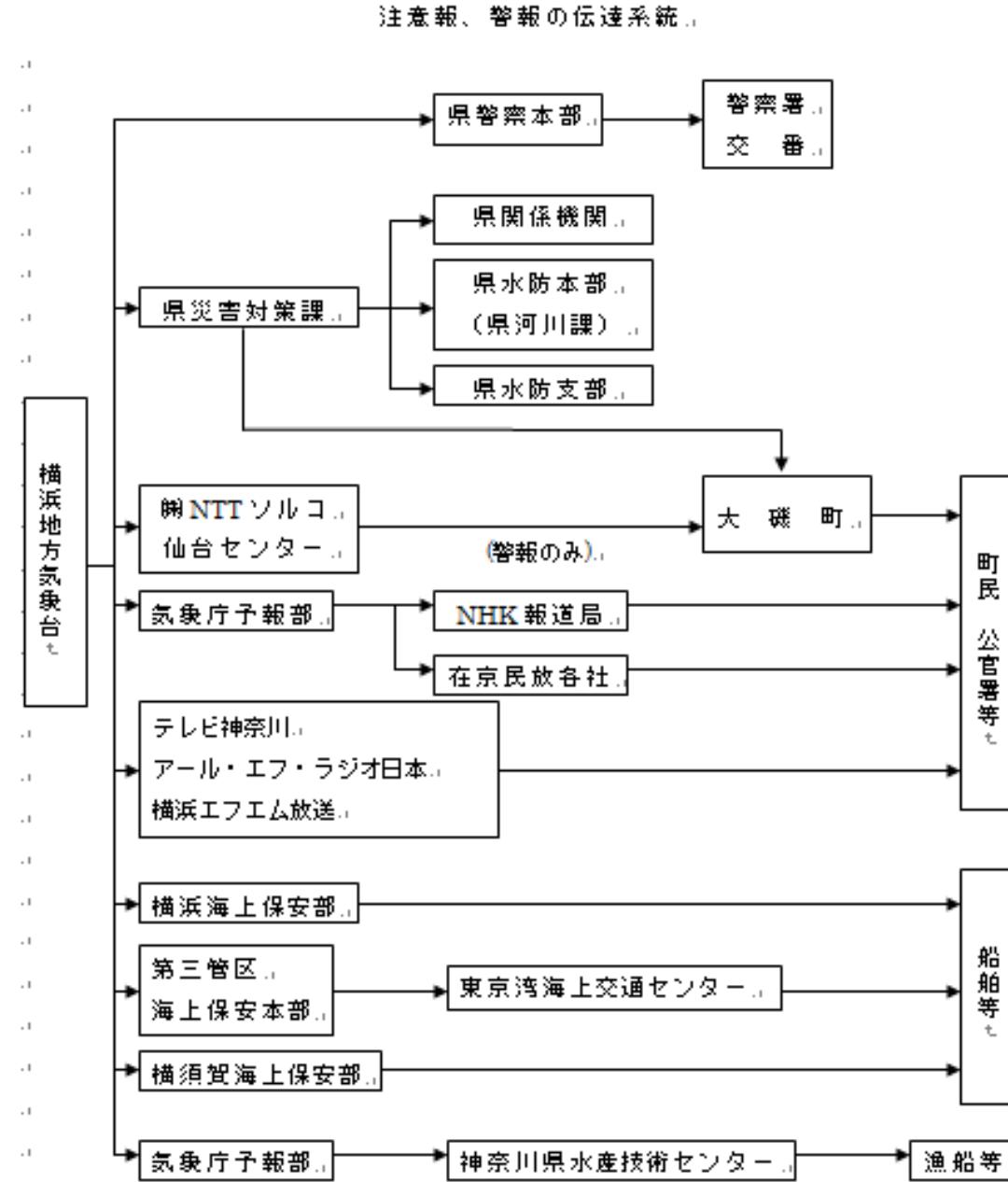
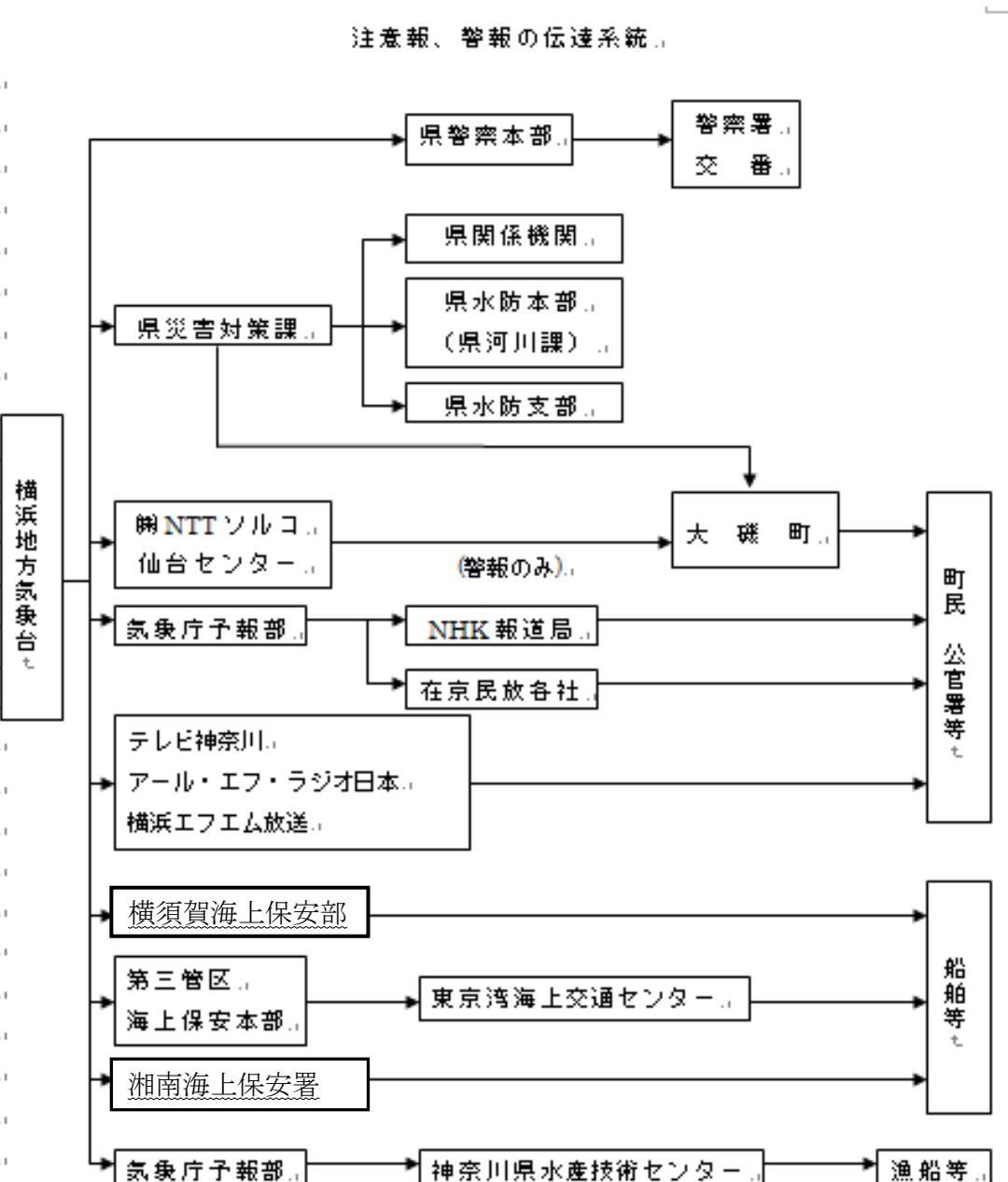
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
6 4	風水害等災害対策 編総則第3節第1 項 (頁:総則第3節-2)	<p><b>【修正意見】</b> 「また、県が作成した「土砂災害危険箇所マップ」では、大磯町洪水ハザードマップに記載した区域以外でも・・・」 内容の確認をお願いします。」</p> <p><b>【提案理由】</b> 県の「土砂災害危険箇所マップ」の箇所と大磯町のハザードマップの箇所が違うのですか</p> <p><b>【H24.12.26配布内容】</b> 総則 第3節 想定される災害 また、大雨により、急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険渓流氾濫区域などにおいても土砂災害の危険性が高まることが想定される。 <b>大磯町内の主な土砂災害危険箇所</b> <p>また、大雨により、急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険渓流氾濫区域などにおいても土砂災害の危険性が高まることが想定される。 また、県が作成した「土砂災害危険箇所マップ」では、大磯町洪水ハザードマップに記した区域以外でも土砂災害危険箇所が分布しており、大雨により、これらの危険箇所などにおいても土砂災害の危険性が高まることが想定される。（下図は土砂災害危険箇所マップを加工したもの）</p> </p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p> <p>また、大雨により、急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険渓流氾濫区域などにおいても土砂災害の危険性が高まることが想定される。 <b>大磯町内の主な土砂災害危険箇所</b> <p>（なお、土砂災害危険箇所である急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険渓流氾濫区域については、県が作成した「土砂災害危険箇所マップ」やこれをもとに作成した「大磯町防災ガイドマップ」を参照）</p> </p>	修正する
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
6 5	風水害等災害対策 編 総則第4節第2項 3 (頁:総則第4節-3)	<p><b>【修正意見】</b> 組織再編による名称および役割の変更</p> <p><b>【提案理由】</b> 組織再編による名称および役割の変更</p> <p><b>【H24.12.26配布内容】</b> 総則 第4節 計画の推進主体とその役割 第2項 防災機関等の業務大綱等 3. 指定地方行政機関 指定地方行政機関は、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p>	

		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関等の名称</th><th>責務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産省関東農政局 神奈川農政事務所</td><td>1 災害時における主要食料の供給に関する連絡調整</td></tr> <tr> <td>国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所小田原出張所</td><td>1 災害時における管内区域の国道（一般国道1号）及び橋りょうの通行確保 2 管内区域の国道（一般国道1号）及び橋りょう被害調査及び災害復旧</td></tr> </tbody> </table>	機関等の名称	責務	農林水産省関東農政局 神奈川農政事務所	1 災害時における主要食料の供給に関する連絡調整	国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所小田原出張所	1 災害時における管内区域の国道（一般国道1号）及び橋りょうの通行確保 2 管内区域の国道（一般国道1号）及び橋りょう被害調査及び災害復旧	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関等の名称</th><th>責務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産省関東農政局 横浜地域センター</td><td>1 災害時における応急用食料の調達・供給に関する連絡調整</td></tr> <tr> <td>国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所小田原出張所</td><td>1 災害時における管内区域の国道（一般国道1号）及び橋りょうの通行確保 2 管内区域の国道（一般国道1号）及び橋りょう被害調査及び災害復旧</td></tr> <tr> <td>海上保安庁第三管区海上保安本部</td><td>1 船舶、航空機等を活用した警報等の伝達、情報収集、海難救助、疾病者・医師等・避難者及び救助物資等の緊急輸送 2 災害応急対策の実施に対する支援</td></tr> </tbody> </table>	機関等の名称	責務	農林水産省関東農政局 横浜地域センター	1 災害時における応急用食料の調達・供給に関する連絡調整	国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所小田原出張所	1 災害時における管内区域の国道（一般国道1号）及び橋りょうの通行確保 2 管内区域の国道（一般国道1号）及び橋りょう被害調査及び災害復旧	海上保安庁第三管区海上保安本部	1 船舶、航空機等を活用した警報等の伝達、情報収集、海難救助、疾病者・医師等・避難者及び救助物資等の緊急輸送 2 災害応急対策の実施に対する支援	修正する
機関等の名称	責務																	
農林水産省関東農政局 神奈川農政事務所	1 災害時における主要食料の供給に関する連絡調整																	
国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所小田原出張所	1 災害時における管内区域の国道（一般国道1号）及び橋りょうの通行確保 2 管内区域の国道（一般国道1号）及び橋りょう被害調査及び災害復旧																	
機関等の名称	責務																	
農林水産省関東農政局 横浜地域センター	1 災害時における応急用食料の調達・供給に関する連絡調整																	
国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所小田原出張所	1 災害時における管内区域の国道（一般国道1号）及び橋りょうの通行確保 2 管内区域の国道（一般国道1号）及び橋りょう被害調査及び災害復旧																	
海上保安庁第三管区海上保安本部	1 船舶、航空機等を活用した警報等の伝達、情報収集、海難救助、疾病者・医師等・避難者及び救助物資等の緊急輸送 2 災害応急対策の実施に対する支援																	
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方														
6 6	風水害等災害対策 編第1章第3節 (頁:第1章第3節 -1)	<p><b>【修正意見】</b> 「二級河川及び砂防事業に関しては・・」を 「二級河川の整備に関しては」</p> <p><b>【提案理由】</b> 「砂防事業」については、第6節第2項で対応しているため</p> <p><b>【H24.12.26配布内容】</b> 第1章 災害に強いまちづくり 第3節 水害予防に関する計画 主管部 建設経済部</p> <p>本町の河川は二級河川として金目川（花水川）、葛川の二水系があり、準用河川として血洗川、普通河川として鷗立川、三沢川等がある。<u>二級河川並びに砂防事業に関しては</u>県に改修事業の促進を要望するとともに、町で管理する河川等についても順次整備を施行することで、流域の適正な土地利用への誘導を含めた総合的な治水対策を推進する。</p> <p>さらに、透水性舗装の施工、雨水貯留・浸透施設の設置などを実施することにより、流域の保水遊水機能が確保されるように図る。</p> <p>また、既設の護岸等は、出水時に決壊することのないよう維持管理の万全を図るものとする。</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p> <p>本町の河川は二級河川として金目川（花水川）、葛川の二水系があり、準用河川として血洗川、普通河川として鷗立川、三沢川等がある。二級河川に関しては県に改修事業の促進を要望するとともに、町で管理する河川等についても順次整備を施行することで、流域の適正な土地利用への誘導を含めた総合的な治水対策を推進する。</p> <p>さらに、透水性舗装の施工、雨水貯留・浸透施設の設置などを実施することにより、流域の保水遊水機能が確保されるように図る。</p> <p>また、既設の護岸等は、出水時に決壊することのないよう維持管理の万全を図るものとする。</p>	修正する														
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方														
6 7	風水害等災害対策 編第1章第5節 (頁:第1章第5節 -1)	<p><b>【修正意見】</b> 「・・・・建設されているので危険がないと考えられる。」を「建設されている。」に修正。</p> <p><b>【提案理由】</b> 危険がないと表現していいのか</p> <p><b>【H24.12.26配布内容】</b> 第1章 災害に強いまちづくり 第5節 高潮予防計画 主管部 建設経済部</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p>															

		<p>本町は6Kmの海岸線を擁しているが、北浜海岸以東は防波堤が設置され、以西は国道1号西湘バイパスが建設されているので危険はないと考えられる。また、本町海岸線の内、市街地は大正12年の関東大震災直後、復旧工事として防波堤が築造されていたが老朽化したので、補強改修工事が実施されている。葛川河口は高潮時において被害の懸念があるので、常時詰所に杭木及び土のうを準備し、土のう積をもって非常時の措置をするものとする。</p>	<p>本町は6Kmの海岸線を擁しているが、北浜海岸以東は防波堤が設置され、以西は国道1号西湘バイパスが建設されている。大正12年の関東大震災直後、復旧工事として防波堤が築造されていたが、老朽化したので、補強改修工事が実施されている。また、大磯港周辺は防波堤と門扉（陸閘）が整備され、高潮対策がとられている。</p> <p>葛川河口は高潮時において被害の懸念があるので、常時詰所に杭木及び土のうを準備し、土のう積をもって非常時の措置をするものとする。</p>	修正する
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
6 8	風水害等災害対策 編第1章第6節 (頁:第1章第6節 -1)	<p><b>【修正意見】</b> 「本町の地形からみて・・・・高麗、大磯、東小磯及び西小磯の丘陵地区が予想される。」 表現の見直しをお願いします。</p> <p><b>【提案理由】</b> 急傾斜の崩落は、高さ5m以上、斜面角30度以上で崩落の危険があり、丘陵地区のみに限らないため。</p> <p><b>【H24.12.26配布内容】</b> 第1章 災害に強いまちづくり 第6節 崩壊危険地等災害予防計画 主管部 建設経済部</p> <p>本町の地形からみて豪雨による崖崩れが発生する恐れがあるのは、主にJR東海道線北側の高麗、大磯、東小磯及び西小磯の丘陵地区が予想される。</p> <p>また、県が平成12年～14年に実施した調査によると、町内で土石流が発生するおそれの高い渓流（渓床こう配が3度以上）は14渓流である。また、砂防指定地は3箇所が指定されている。</p> <p>これらによる被害を未然に防止し、あるいは最小限度にとどめるため、おおむね次のとおり対策を進める。</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p> <p>高麗山から鷹取山にかけての丘陵地を中心に、斜面地では、豪雨により崖崩れが発生する恐れがある。</p> <p>また、県が平成12年～14年に実施した調査によると、町内で土石流が発生するおそれの高い渓流（渓床こう配が3度以上）は14渓流である。また、砂防指定地は3箇所が指定されている。</p> <p>これらによる被害を未然に防止し、あるいは最小限度にとどめるため、おおむね次のとおり対策を進める。</p>	修正する
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
6 9	風水害等災害対策 編・第1章第7節 第2項1 (頁:第1章第7節 -2)	<p><b>【修正意見】</b> (全削除)</p> <p><b>【提案理由】</b> 通常業務であり「建造物等災害予防計画」の「一般建築物等災害予防計画」に位置づけるものではない。</p> <p><b>【H24.12.26配布内容】</b> 第1章 災害に強いまちづくり 第7節 建造物等災害予防計画 主管部 政策総務部 町民福祉部 建設経済部 教育部 消防部</p> <p>第1項 公共施設災害予防計画 第2項 一般建築物等災害予防計画 1. 建築物等の審査 建築主又は指定確認検査機関は、建築基準法及びその関係法令の防災関係規定により、設計段階において建築物全般及び特定の工作物等（一定の高さ以上の擁壁、煙突、広告塔並びにエレベーター、エスカレーター、遊戯施設）の審査確認を行う。</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p> <p>「1. 建築物等の審査」を削除し、「2.」以降の番号を繰り上げする</p>	修正する (指摘の通り削除、修正する)

番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
70	風水害等災害対策 編・第1章第7節 第2項2 (頁:第1章第7節 -2)	<p><b>【修正意見】</b> 町は県に協力して、(以下略)</p> <p><b>【提案理由】</b> 町主体に修正。</p> <p><b>【H24.12.26配布内容】</b> 第1章 災害に強いまちづくり 第7節 建造物等災害予防計画 主管部 政策総務部 町民福祉部 建設経済部 教育部 消防部 第1項 公共施設災害予防計画 第2項 一般建築物等災害予防計画 1. 建築物等の審査  2. その他落下物の安全対策 町は県に協力して、その他落下物として屋上給水塔、屋外広告、看板、窓ガラス等の落下物の安全対策を進める。</p>	<p><b>【新しい修正案】</b>  町は県と協力して、その他落下物として屋上給水塔、屋外広告、看板、窓ガラス等の落下物の安全対策を進める。</p>	修正する
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
71 (20同)	風水害等災害対策 編 第2章第3節第2 項2ウ (頁:第2章第3節 -2)	<p><b>【修正意見】</b> 地震災害対策編の修正に合わせて修正する</p> <p>ウ. 街頭消火器の充実</p>	<p><b>【新しい修正案】</b>  地震災害対策編の修正に合わせる</p>	
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
72 (21同)	風水害等災害対策 編 第2章第3節第2 項3(7) (頁:第2章第3節 -3)	<p><b>【修正意見】</b> 地震災害対策編の修正に合わせて修正する</p> <p>(7) 消防広域応援要請方法及び受入体制の整備</p>	<p><b>【新しい修正案】</b>  地震災害対策編の修正に合わせる</p>	
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
73 (26同)	風水害等災害対策 編 第2章第8節第2 項2 (頁:第2章第8節 -2)	<p><b>【修正意見】</b> 地震災害対策編の修正に合わせて修正する</p> <p>2. 重傷者等の搬送</p>	<p><b>【新しい修正案】</b>  地震災害対策編の修正に合わせる</p>	

番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
7 4	地震災害対策編・ 風水害等災害対策 編 第 2 章第 9 節第 1 項 (頁:第 2 章 9 節-1)	<p><b>【修正意見】</b> 「教育委員会は」、「校長…は」主語統一し再編集</p> <p><b>【提案理由】</b></p> <p><b>【H24.12.26 配布内容】</b></p> <p>第 2 章 災害時応急活動事前対策の充実 第 9 節 文教対策 主管部 教育部</p> <p>地震災害時に備え、学校等においては、各学校が作成する防災計画に基づく防災体制の整備を進めるとともに、園児、児童、生徒等への防災教育を充実するなどの対策を推進する。</p> <p>第 1 項 学校等における防災体制の整備 公立学校は、家庭・地域と連携した防災訓練及び避難訓練を実施する。また、園児・児童・生徒等の通学路の安全点検を行うとともに、地震災害時における園児・児童・生徒等の安全確保を図るため、各学校において作成している防災計画等の見直しを行い、実効性のある避難・誘導・保護計画を定める。なお、障がい児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮をする。</p> <p>校長及び幼稚園長、保育園長（以下「校長等」という。）は、地震に備え危険と思われる施設の補修、常設消火器等を定期的に点検する。また、電気器具、ガス器具、灯油、ガスの管理等について定期的に点検するとともに、落下及び転倒の危険がある備品等について点検と防止措置を講ずる。</p> <p>校長等は、児童生徒の心的状態に対応するため、日ごろから校内相談体制の整備や校内研修に努める。</p> <p>私立学校は、地震災害予防体制を整えるとともに、防災応急対策の策定と避難訓練を実施する。</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p> <p>地震災害時に備え、学校等においては、各学校が作成する防災計画に基づく防災体制の整備を進めるとともに、園児、児童、生徒等への防災教育を充実するなどの対策を推進する。</p> <p>第 1 項 学校等における防災体制の整備 公立学校は、家庭・地域と連携した防災訓練及び避難訓練を実施する。また、園児・児童・生徒等の通学路の安全点検を行うとともに、地震災害時における園児・児童・生徒等の安全確保を図るため、各学校等において作成している防災計画等の見直しを行い、実効性のある避難・誘導・保護計画を定める。なお、障がい児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮をする。</p> <p><u>教育委員会並びに校長及び幼稚園長、保育園長（以下「校長等」という。）は、災害に備え施設・設備の安全点検を実施し、危険と思われる施設の補修を行う等、適切な維持管理を行う。</u>また、電気器具、ガス器具、灯油、ガスの管理等のほか非構造部材の落下及び転倒の危険がある備品等について点検と防止措置を講ずる。</p> <p>校長等は、児童生徒の心的状態に対応するため、日ごろから校内相談体制の整備や校内研修に努める。</p> <p>私立学校は、地震災害予防体制を整えるとともに、防災応急対策の策定と避難訓練を実施する。</p>	修正する
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
7 5 (30 同)	風水害等災害対策 編 第 3 章第 1 節第 1 項(1) (頁:第 3 章第 1 節 -1)	<p><b>【修正意見】</b> 地震災害対策編の修正に合わせて修正する</p> <p>(1) 通信連絡の確保</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p> <p>地震災害対策編の修正に合わせる</p>	
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
7 6 (31 同)	風水害等災害対策 編 第 3 章第 1 節第 1 項 2 イ (頁:第 3 章第 1 節 -3)	<p><b>【修正意見】</b> 地震災害対策編の修正に合わせて修正する</p> <p>イ. 大磯町消防署 消防無線、消防電話及び各種の通信連絡手段を活用して、警備本部及び各消防関係機関と連絡を行う。</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p> <p>地震災害対策編の修正に合わせる</p>	

番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
77 (32回)	風水害対策編 第3章第1節第2項 図	<p><b>【修正意見】</b> 横浜海上保安部を削除、横須賀海上保安部を湘南海上保安署に変更</p> <p><b>【提案理由】</b> 湘南海上保安署が対応するため</p> <p><b>【H24.12.26 配布内容】</b> 第3章 災害時の応急活動対策 第1節 災害時情報の収集・伝達 主管部 本部事務局 政策総務部 町民福祉部 消防部 第2項 気象情報等の収集・受理・伝達</p> 	<p><b>【新しい修正案】</b></p> 	修正する

番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
7 8	風水害等災害対策 編 第 3 章第 1 節第 2 項 5 (頁:第 3 章 1 節-5)	<p>【修正意見】 文書修正</p> <p>【提案理由】 横浜気象台 ⇒ 横浜地方気象台</p> <p>【H24.12.26 配布内容】 第 3 章 災害時の応急活動対策 第 1 節 災害時情報の収集・伝達 主管部 本部事務局 政策総務部 町民福祉部 消防部 第 2 項 気象情報等の収集・受理・伝達 5. 土砂災害警戒情報 横浜気象台及び県は大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。</p>	<p>【新しい修正案】 5. 土砂災害警戒情報 横浜地方気象台及び県は大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。</p>	修正する 横浜気象台 ⇒ 横浜地方気象台
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
7 9 (34 同)	風水害等災害対策 編 第 3 章第 1 節第 5 項 4,5 (頁:第 3 章 1 節 -10,11)	<p>【修正意見】 組織名称修正</p> <p>【提案理由】 組織名称修正</p> <p>【H24.12.26 配布内容】 第 3 章 災害時の応急活動対策 第 1 節 災害時情報の収集・伝達 主管部 本部事務局 政策総務部 町民福祉部 消防部 第 5 項 災害時の広報計画 4. 報道機関への発表 町本部の災害に関する情報の報道機関への公式発表窓口は、<u>町民対策部広報班</u>とする。そのため、<u>広報班</u>は、町本部各部の報道機関発表事項を総合調整し、統一を図るものとする。 広報班は、事項の軽重、緊張性等を検討したうえで報道機関へ発表する。 5. 広聴活動 町民対策部は、必要に応じて臨時災害相談所を設け、あるいは広報車により被災地を巡回するなどして、被災者の相談、要望及び苦情等を聴取し、速やかに関係各部又は関係機関等に連絡し、救援措置の推進その他早期解決に努める。 相談所の規模及び構成人員等は、災害の規模や現地の状況等を検討してその都度決めることとするが、職員のみならず、関係機関、弁護士等専門家及び、通訳ボランティアの協力のもとに外国人への対応についても配慮しながら、広域的かつ総合的に行う。 避難所等に相談所が設置されていないときは、各避難所の責任者が相談等に応じるものとする。</p>	<p>【新しい修正案】 4. 報道機関への発表 町本部の災害に関する情報の報道機関への公式発表窓口は、政策班とする。そのため、政策班は、町本部各部の報道機関発表事項を総合調整し、統一を図るものとする。 政策班は、事項の軽重、緊張性等を検討したうえで報道機関へ発表する。</p> <p>5. 広聴活動 町民班は、必要に応じて臨時災害相談所を設け、あるいは広報車により被災地を巡回するなどして、被災者の相談、要望及び苦情等を聴取し、速やかに関係各部又は関係機関等に連絡し、救援措置の推進その他早期解決に努める。 相談所の規模及び構成人員等は、災害の規模や現地の状況等を検討してその都度決めることとするが、職員のみならず、関係機関、弁護士等専門家及び、通訳ボランティアの協力のもとに外国人への対応についても配慮しながら、広域的かつ総合的に行う。 避難所等に相談所が設置されていないときは、各避難所の責任者が相談等に応じるものとする。</p>	修正する 町民対策広報班、広報班 →政策班 町民対策部 →町民班

番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方								
8 0	風水害等災害対策 編 第3章第2節第1 項 (頁:第3章第2節 -1)	<p><b>【修正意見】</b> 文中の2段階を削除</p> <p><b>【提案理由】</b> 文中有る災害警戒本部の2段階で対応と記載があるが、2段階の意味は？実際は、災害警戒本部から災害対策本部への移行となることから。</p> <p><b>【H24.12.26配布内容】</b></p> <p>第3章 災害時の応急活動対策 第2節 水防対策 主管部 建設経済部 消防部 第1項 水防体制 水防体制については、警戒活動等を実施する水防活動及び局地的な災害の発生、またはそのおそれがある場合における災害警戒本部の2段階で対応し、全町的な対応が必要と認めるときは、災害対策本部を設置して応急対策を実施する。</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p> <p>第1項 水防体制 水防体制については、警戒活動等を実施する水防活動及び局地的な災害の発生、またはそのおそれがある場合における災害警戒本部、及び全町的な対応が必要と認めるときは、災害対策本部を設置して応急対策を実施する。</p>	修正する								
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方								
8 1 (36同)	風水害等災害対策 編 第3章第3節第2 項1(1)ウ (頁:第3章第3節 -3)	<p><b>【修正意見】</b> 組織再編による名称および役割の変更</p> <p><b>【提案理由】</b> 組織再編による名称および役割の変更</p> <p><b>【H24.12.26配布内容】</b></p> <p>第3章 災害時の応急活動対策 第3節 災害対策本部等の設置 主管部 本部事務局 各部 第2項 災害対策本部の設置 1. 災害対策本部の活動体制 (1) 災害対策本部の設置及び組織 ウ. 災害対策本部が設置された場合の主な関係機関の連絡先 災害対策本部が設置された場合は、直ちに関係機関に通知し、報道機関に発表する。 なお、主な関係機関の連絡先は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東農政局神奈川農政事務所</td> <td>046-232-2911</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	電話番号	関東農政局神奈川農政事務所	046-232-2911	<p><b>【新しい修正案】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東農政局横浜地域センター</td> <td>045-211-7172</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	電話番号	関東農政局横浜地域センター	045-211-7172	修正する
機関名	電話番号											
関東農政局神奈川農政事務所	046-232-2911											
機関名	電話番号											
関東農政局横浜地域センター	045-211-7172											
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方								
8 2	風水害等災害対策 編第3章第4節第 1項 (頁:第3章第4節 -1)	<p><b>【修正意見】</b> 「急傾斜地の崩落による災害の防止に関する法律第20条の規定に基づき・・・・」 見直しをお願いします。</p> <p><b>【提案理由】</b> 第20条は、「災害が発生し、または発生するおそれがあると認められた場合」国土交通大臣が県知事に指示するもので、条文として不適当ではないか。</p> <p><b>【H24.12.26配布内容】</b></p> <p>第3章 災害時の応急活動対策 第4節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動 主管部 建設経済部</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p>									

		<p>河川、砂防、道路、下水道その他の公共土木施設が被災した場合や土砂災害が発生した場合には、町民の安心、交通の確保、施設の増強、被害の拡大防止を図るために、施設の被害状況に応じた適切な応急工事を行うなど、二次災害の防止活動を行う。</p> <p>また、被災建造物が崩壊し、歩行者等に危険が生ずるような二次災害の発生を防止するための応急的安全措置とあわせ、被災地の安全確保と早期復旧を図るために倒壊家屋等の解体、撤去対策について必要な事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急組立橋の活用などによる橋梁被害対策活動</li> <li>・仮締め切り工事、決壊防止工事などによる河川浸水被害対策活動</li> <li>・二次的な土砂災害に対する調査点検、防災アドバイザー制度の活用などによる土砂災害対策活動</li> </ul> <p>第1項 急傾斜地崩壊危険区域の避難警戒体制</p> <p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第20条の規定に基づき急傾斜地崩壊危険区域の警戒避難体制を定める。</p>															
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案														
8 3 (41 同)	風水害等災害対策編 第3章第5節第1項5(2)イ (頁:第3章第5節-3)	<p>【修正意見】 地震災害対策編の修正に合わせて修正する</p> <p>イ. 診療体制の把握</p>	<p>【新しい修正案】 地震災害対策編の修正に合わせる</p>														
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案														
8 4 (42 同)	風水害対策編 第3章第5節第1項9(1)ア (頁:第3章第5節-3) ページずれ振り直し必要	<p>【修正意見】 第三管区海上保安本部に対する消火・救急・救助活動の応援</p> <p>【提案理由】 第三管区海上保安本部から船舶火災・漂流者等に対応する船艇等を派遣</p> <p>【H24.12.26配布内容】 第3章 災害時の応急活動対策 第5節 救助・救急、消火及び医療救援活動 主管部 町民福祉部 消防部 第1項 救急・救助・消火活動 9. 広域的応援要請 災害が発生し、本町の消防力では対処することが困難である場合は、次により応援要請を行う。 (1) 応援要請 ア. 神奈川県知事に対する応援要請 神奈川県知事に対し、次に掲げる部隊等の派遣措置を要請する。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">神奈川県知事に対する応援要請の内容</td> </tr> <tr> <td>消防庁に対する緊急消防援助隊の派遣</td><td>自衛隊に対する消火、救急、救助活動の応援</td> </tr> <tr> <td>県警察に対する救出救助活動の応援</td><td>広域航空消防に対する消火、救急、救助活動の応援</td> </tr> <tr> <td>第三管区海上保安本部に対する海上部における消火・救急・救助活動の要請</td><td>第三管区海上保安本部に対する船舶火災対応・漂流者等救助のための船艇等の派遣</td> </tr> </table>	神奈川県知事に対する応援要請の内容		消防庁に対する緊急消防援助隊の派遣	自衛隊に対する消火、救急、救助活動の応援	県警察に対する救出救助活動の応援	広域航空消防に対する消火、救急、救助活動の応援	第三管区海上保安本部に対する海上部における消火・救急・救助活動の要請	第三管区海上保安本部に対する船舶火災対応・漂流者等救助のための船艇等の派遣	<p>【新しい修正案】 神奈川県知事に対する応援要請の内容</p> <table border="1"> <tr> <td>消防庁に対する緊急消防援助隊の派遣</td> <td>自衛隊に対する消火、救急、救助活動の応援</td> </tr> <tr> <td>県警察に対する救出救助活動の応援</td> <td>広域航空消防に対する消火、救急、救助活動の応援</td> </tr> <tr> <td>第三管区海上保安本部に対する海上部における消火・救急・救助活動の要請</td> <td>第三管区海上保安本部に対する船舶火災対応・漂流者等救助のための船艇等の派遣</td> </tr> </table>	消防庁に対する緊急消防援助隊の派遣	自衛隊に対する消火、救急、救助活動の応援	県警察に対する救出救助活動の応援	広域航空消防に対する消火、救急、救助活動の応援	第三管区海上保安本部に対する海上部における消火・救急・救助活動の要請	第三管区海上保安本部に対する船舶火災対応・漂流者等救助のための船艇等の派遣
神奈川県知事に対する応援要請の内容																	
消防庁に対する緊急消防援助隊の派遣	自衛隊に対する消火、救急、救助活動の応援																
県警察に対する救出救助活動の応援	広域航空消防に対する消火、救急、救助活動の応援																
第三管区海上保安本部に対する海上部における消火・救急・救助活動の要請	第三管区海上保安本部に対する船舶火災対応・漂流者等救助のための船艇等の派遣																
消防庁に対する緊急消防援助隊の派遣	自衛隊に対する消火、救急、救助活動の応援																
県警察に対する救出救助活動の応援	広域航空消防に対する消火、救急、救助活動の応援																
第三管区海上保安本部に対する海上部における消火・救急・救助活動の要請	第三管区海上保安本部に対する船舶火災対応・漂流者等救助のための船艇等の派遣																



		<p>政府所有食料（米穀）の調達</p> <p>災害救助法が発動された場合で、政府所有食料（米穀）が必要なときは、政府所有食料の供給に関して、知事に供給の協議を要請し調達する。</p> <p>ただし、本部長は、交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀の引取りに関する知事の指示を受けえない場合には、災害救助法発動期間中は、農林水産省又は政府所有食料を保管する倉庫の責任者に対して直接引渡しを要請する。</p>	<p>政府所有食料（米穀）の調達</p> <p>災害救助法が発動された場合で、政府所有食料（米穀）が必要なときは、政府所有食料の供給に関して、知事に供給の協議を要請し調達する。</p> <p>ただし、本部長は、交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀の引取りに関する知事の指示を受けえない場合には、災害救助法発動期間中は、農林水産省（生産局農産部貿易業務課）に対し、直接引渡しを要請する。</p>	
番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
88 (49同)	風水害等災害対策 編第3章・第10節 第1項5 (頁:第3章・第10 節-3)	<p><b>【修正意見】</b></p> <p>5. 道路等の応急復旧 「町の計画の定めるところ」を削除 (2) 町が道路管理者と協議し</p> <p><b>【提案理由】</b></p> <p>町の計画は何であるか不明 道路管理者は国や県、NEXCOなど多いため 国道はどうするのか不明</p> <p><b>【H24.12.26配布内容】</b></p> <p>第3章 災害時の応急活動対策 第10節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 主管部 政策総務部 建設経済部 消防部 第1項 交通応急対策</p> <p>5. 道路等の応急復旧 道路等の交通支障箇所については、<u>町の計画の定めるところ</u>により、速やかに応急復旧作業体制を確保し、災害応急対策上重要な道路や交通の安全上必要な箇所を優先して、道路機能の確保を図る。</p> <p>(1) 実施責任者 道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。</p> <p>(2) 応急復旧措置 町が管理する道路については、損壊等により通行に支障があるときは、当面必要最小限の範囲で応急復旧を行うものとする。 町は自己の管理する道路、橋りょう等の応急復旧が不可能又は困難な場合には、「第14節第1項 行政機関への応援要請」等により知事、他自治体、協定団体等に対して応急復旧の応援を要請する。この場合それらの要請による派遣隊は、災害対策本部の指揮に基づき応急対策に従事するものとする。 既設道路の全てが損壊し、他に迂回路等がなく、かつ新たに仮設道路敷設の必要を生じた場合は、県、道路管理者及び町が協議し、実施責任者を定め所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>(3) 経費 道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該道路管理者の負担とする。</p>	<p><b>【新しい修正案】</b></p> <p>(意見番号9と同じ)</p> <p>5. 道路等の応急復旧 道路管理者は、道路等の交通支障箇所について、速やかに応急復旧作業体制を確保し、災害応急対策上重要な道路や交通の安全上必要な箇所を優先して、道路機能の確保を図る。</p> <p>(2) 応急復旧措置 町は自己の管理する道路、橋りょう等の応急復旧が不可能又は困難な場合には、「第12節第1項 行政機関への応援要請」等により知事、他自治体、協定団体等に対して応急復旧の応援を要請する。この場合それらの要請による派遣隊は、災害対策本部の指揮に基づき応急対策に従事するものとする。 既設道路の全てが損壊し、他に迂回路等がなく、かつ新たに仮設道路敷設の必要を生じた場合は、県、道路管理者及び町が協議し、実施責任者を定め所要の措置を講ずるものとする。</p>	修正する 修正する (削除)

番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
89 (50回)	風水害等災害対策 編 第3章第10節第2 項4(4)ウ (頁:第3章第10節 -6)	【修正意見】 地震災害対策編の修正に合わせて修正する  ウ. ヘリコプター臨時離発着場	【新しい修正案】  地震災害対策編の修正に合わせる (第14節2項5.も合わせて修正する)	

その他

番号	該当章・節・項	修正意見と修正理由	修正案	意見に対する考え方
90	全体	【修正意見】 「進める」「努める」という表記が多い。具体的な記述をしたほうがいいのでは?  【提案理由】  【H24.12.26配布内容】	【新しい修正案】	具体的な記述のできる よう計画を推進します

平成 24 年度における防災訓練等 取り組み状況

資料 2

平成 25 年 2 月 6 日時点

訓練名等	概要	日程等
1 防災ミーティング	<p>町民自ら訓練を企画し、実践～チェック～改善等を通じて、より良い訓練を構築することを目的</p> <p>第1回 防災テーマ、訓練日程等協議ほか</p> <p>第2回 避難所運営訓練全体協議 訓練項目等の協議、課題抽出ほか</p> <p>第3回 避難所運営訓練個別協議ほか</p> <p>第4回 避難所運営訓練総括 津波避難練協議ほか</p> <p>第5回 津波避難訓練振り返り 平成 24 年度訓練等取り組み状況ほか</p>	<p>第1回防災ミーティング とき 平成 24 年 3 月 10 日 10:00～12:00 ところ 保健センター 講師：杉山 考 氏 総合防災センター専門員 参加者 約 170 名</p> <p>第2回防災ミーティング とき 平成 24 年 5 月 20 日 9:30～12:00 ところ 国府小学校体育館 講師：杉山 考 氏 参加者 約 150 名</p> <p>第3回防災ミーティング とき 平成 24 年 7 月中 ところ 指定避難所 5 箇所 7 月 4 日 AM 国府中学校避難所 7 月 16 日 AM 国府小学校避難所 7 月 22 日 AM 大磯高校避難所 7 月 22 日 AM 大磯小学校避難所 7 月 29 日 AM 大磯中学校避難所</p> <p>第4回防災ミーティング とき 平成 24 年 10 月 30 日 19:00～20:45 ところ 保健センター 参加者 約 90 名</p> <p>第5回防災ミーティング とき 平成 25 年 1 月 17 日 ところ 保健センター</p>
2 防災講演会	<p>防災意識の高揚を図るとともに、講演で得られた内容を 8 月に開催予定である防災訓練へと繋げ、さらなる町全体の防災力を高めることを目的</p> <p>いざ災害が起きた時の行動を一人一人が考えるきっかけとして、「家族」というキーワードを基に、事前の心構え、災害から身を守ること、被災地を生き抜いていくこと、そして今取り組まなければならない本当に必要な備えについて講演</p>	<p>とき 平成 24 年 6 月 24 日(日) 午前 10 時～12 時</p> <p>ところ 大磯中学校体育館</p> <p>講師 宮崎 賢哉 氏 防災教育コンサルタント 「家族の命を守るために」 仁藤 智治 氏 災害救援ボランティア推進委員会 「目黒巻きの演習」 災害発生から 3 時間、72 時間、1 週間 (それ以降)に区分し、その時々の状況 において、とるべき行動を考える演習</p> <p>参加者 約 140 名</p>
3 防災ガイドマップ	<p>町民一人ひとりが災害に備えていただくよう、必要な情報を 1 枚のマップに凝縮。地図面には県から示された津波浸水予測を図示し、情報面には災害から身を守る方法、家庭での備えなどの情報を掲載</p>	<p>とき 平成 24 年 6 月 27 日(水)</p> <p>仕様 A1 サイズ、両面フルカラー 15,000 部 作成</p> <p>方法 全戸配布</p>

4	海水浴場等津波避難訓練	海水浴場開設時の大規模な地震発生に伴う津波から、海水浴場利用者等の安全確保を図るため、監視員による避難誘導及び大磯港内利用者等の避難誘導訓練を実施	とき 平成24年7月11日(水)12:10~12:30 ところ 大磯海水浴場、大磯港 参加者 数多 産業観光課と協力事業
5	消費生活講演会	放射線や放射能の基礎的な知識から、毎日の食生活や健康に関わる、食品中に含まれる放射性物質の基準値など、食の安全や放射線による健康への影響などについて講演	とき 平成24年8月12日(日)10:00~12:30 ところ 大磯中学校体育館 講師 吉田 茂生 氏 伊藤 敦 氏 東海大学工学部原子力工学科教授 参加者 約100名 町民課と協力事業
6	総合防災訓練 (大磯地区 避難所運営訓練) (国府地区 避難所運営訓練) (初動対応訓練)	大規模な地震の発生を想定し、住民の避難行動や災害時要援護者の支援体制、町職員の初動対応力を高めるとともに、避難所の設営や運営訓練を通じて、町民、行政の連携体制を検証し、相互の防災力の向上、防災体制の確立を図る。  大磯小学校体育館は、施設損傷により使用不可との想定で実施	(大磯地区) とき 8月19日(日)午前9時~12時 ところ 大磯高校、大磯小学校、大磯中学校 (国府地区) とき 8月26日(日)午前9時~12時 ところ 国府小学校、国府中学校 (初動対応訓練) とき 8月19日(日) 8月26日(日) ところ 本庁、出先施設等 参加数 2,234名 2日間合計 いっぽき避難場所等 1,809名 指定避難所 1,203名 関係機関等 425名
7	防災・防犯安全講習会	大規模災害時における学校の果たす役割について理解を深め、教職員及び関係者の防災意識の高揚を図る	とき 平成24年8月29日(水)9:30~12:00 ところ 国府小学校ランチルーム 参加数 教職員等 約60名
8	全国瞬時警報システム (Jアラート)全国一斉自動放送訓練	町民への情報伝達体制について万全を期すため、全国一斉自動放送等試験を実施	とき 平成24年9月12日(水)10:00~11:00 ところ 本庁舎無線室 結果 情報受信及び伝達動作 良好
9	県湘南地域現地災害対策本部市町連絡員等派遣訓練	大規模災害時に県湘南地域現地対策本部が市町に派遣する連絡員及び相互応援協定に基づく連絡員が円滑に行動できるよう、市町への参集及び行動、受入訓練を実施	とき 平成24年11月9日(金)9:00~10:00 ところ 町本庁舎 結果 県職員6名 非常参集 現地対策本部と専用回線を使用し、情報の発送信訓練も併せて実施
10	津波避難訓練	相模湾を震源とする大規模地震の発生により大津波の発生が予想されるところ、「あわてず」に「直ちに高台へ」という住民の避難行動に重点をおいた実践的な訓練を通して、避難経路、避難場所、誘導体制などを確認するとともに、津波災害への備えの充実を図ることを目的	とき 平成24年12月1日(土)10:00~11:00 ところ 町内沿岸部ほか 参加数 3,533名 大人 2,980名 子ども 421名 要援護者 13名 関係機関等 119名
11	情報伝達訓練	大規模災害時における職員への情報伝達に重点をおいた実践的な訓練を通して、災害への備えの充実強化を図ることを目的	とき 平成25年1月19日(土)9:00~ 情報確認システムの自動メール配信機能を活用し、災害情報伝達及び安否確認を全職員等へ配信 配信数 279通 回答数 264通 回答率 94%

12	防災行政無線子局増設	西湘バイパス通行車両及び波音により、防災行政無線放送が聞き取りづらい地域の改善を図ることを目的	とき 平成 25 年 2 月～ 工事及び本稼動予定 設置箇所 子局 3 基 稲荷松緑地、こいそ幼稚園、大磯プリンスホテルテニスコート付近
13	防災リーダー養成研修	災害が起きた際にすべき行動に対し、救助などの専門知識の習得により、共助としての地域での防災力を高めることを目的	とき 平成 25 年 3 月 2 日 ( 予定 ) ところ 調整中 講 師 調整中 対 象 自主防災組織会員及び各地区防災担当者等
14	自主防災組織連絡協議会研修会	震災の記録資料等視察、防災体験学習ほかを予定	とき 平成 25 年 3 月 ( 予定 ) ところ 調整中 対 象 自主防災組織連絡協議会代表者
15	郷土資料館春季企画展・講演会	【企画展】 「大磯の災害 -かつてこの地で起きたこと-」 町が所有する資料で、過去の震災被害を振り返る企画展の開催 【講演会】 「大磯の地震被害と地盤を知る」 関東大震災を中心に、大磯で発生した過去の地震と大磯の地盤について、講演をいただく	【企画展】 とき 平成 25 年 3 月 9 日～ 5 月 12 日 ところ 郷土資料館  【講演会】 とき 平成 25 年 3 月 20 日 ところ 郷土資料館研修室
16	学校いっせい防災行動（シェイクアウト訓練）	東日本大震災から得た教訓を忘れないことを目的に、町立小中学校等の「朝の会」内において防災行動訓練（シェイクアウト訓練）を実施	とき 平成 25 年 3 月 11 日 ( 予定 ) ところ 町内 幼稚園・小・中学校 対 象 生徒・児童
17	津波ハザードマップ	県が新たに想定した津波浸水予測図を活用し、ソフト面での防災対策による被害軽減を図るため、浸水状況と避難場所等の情報を分かりやすく住民に提供することを目的	とき 平成 25 年 3 月～ 4 月 ( 予定 ) 浸水が想定される地区と意見交換中 仕 様 A1 サイズ、両面フルカラー 15,000 部 作成 方 法 全戸配布
	各地区自主防災訓練	日ごろの災害への備えと、災害発生時に各自がとるべき対応の周知・徹底 身のまわりの安全点検、非常持ち出し品及び防災マップの確認、隣近所で協力しあった避難・誘導、安否確認、初期消火、搬送、応急手当等の自主防災活動	とき 平成 24 年 5 月～ ところ 各地区内公園ほか 参加数 14 地区 ( 複数回実施地区あり ) 延べ 863 名
<p>＜その他＞</p> <p>平成 24 年度 協定締結</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定：大磯プリンスホテル（ 6 月 14 日）</li> <li>・津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定：県立大磯城山公園（ 7 月 24 日）</li> </ul> <p>協定締結協議中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における生活必需物資の調達協定：クリエイト S D ロイヤルホームセンター</li> <li>・大規模災害時災害廃棄物の処理等に関する協定：公益社団法人 神奈川県産業廃棄物協会</li> <li>・災害時におけるボランティア活動に関する協定：大磯町社会福祉協議会</li> </ul>			

## 平成 25 年度における防災訓練等 取り組みについて

平成 25 年 2 月 6 日時点

平成 24 年度防災訓練等を踏まえた、平成 25 年度の取り組みについて

防災ミーティング（年 4 回開催 第 1 回は 5 月中旬ごろを予定）

・・・ 自助・共助のさらなる拡充

防災講演会（6 月予定）

・・・ 児童・生徒向け防災学習機会の創出

・・・ ペットなど、各事例に特化した内容で

総合防災訓練（8 月予定）

・・・ 救護所の開設訓練や宿泊体験訓練など

訓練メニューの多様化

津波避難訓練（11 月頃を予定）

・・・ シェイクアウトの実践 など



H25.2.6

平成 24 年度第 2 回大磯町防災会議

資料 3

# 大磯町地域防災計画

〈資料編〉

(案)

平成 24 年度修正

大磯町防災会議

---

## 大磯町地域防災計画 <資料編>

# 目 次

---

### 【A. 連絡先一覧】

A - 1	防災関係機関等連絡先一覧表	1
A - 2	協定締結団体等一覧表	7
A - 3	災害時相互応援協定の締結団体等一覧表	9

### 【B. 防災会議、災害対策本部等】

B - 1	大磯町防災会議条例	11
B - 2	大磯町防災会議運営要綱	13
B - 3	大磯町災害対策本部条例	14
B - 4	大磯町災害対策本部の組織及び運営に関する要綱	15
B - 5	大磯町災害警戒本部設置要綱	17
B - 6	大磯町地震災害警戒本部条例	19
B - 7	大磯町地震災害警戒本部要綱	20

### 【C. 都市基盤】

C - 1	道路の整備状況	22
C - 2	橋りょうの整備状況	22
C - 3	港湾施設の整備状況	23
C - 4	公共施設の状況	24
C - 5	防火対象物数	29

### 【D. 各種法規制等】

D - 1	準防火地域指定状況一覧表	30
D - 2	土砂災害危険箇所数	30
D - 3	土石流危険渓流一覧表	30
D - 4	急傾斜地崩壊危険箇所・土石流危険渓流位置図	31
D - 5	砂防指定地一覧表	32
D - 6	山地災害危険地区一覧表	33
D - 7	神奈川県重要水防箇所(大磯町)一覧表	34

D - 8	神奈川県重要水防箇所（大磯町）位置図	35
D - 9	平塚土木管内水位観測所（大磯町）一覧表	36
D - 10	農業用取水堰等管理者一覧表	37
D - 11	危険物施設等の状況	38

#### 【 E . 自主防災】

E - 1	自主防災組織一覧表	39
E - 2	大磯町自主防災組織連絡協議会規約	40
E - 3	大磯町自主防災組織運営費交付金交付要綱	43
E - 4	大磯町自主防災組織防災資機材等整備事業帮助金交付要綱	44

#### 【 F . 情報受伝達】

F - 1	通信施設の状況	47
F - 2	大磯町防災行政無線固定系子局設置場所一覧表	49
F - 3	大磯町防災行政無線固定系子局設置場所位置図	50
F - 4	大磯町防災行政無線局管理運用規程	51
F - 5	大磯町防災行政無線局（移動系）運用細則	55
F - 6	大磯町防災行政無線局運用細則	57
F - 7	大磯町M C A 無線機設置場所一覧表	61

#### 【 G . 消防・救急】

G - 1	消防本部・署の状況	63
G - 2	消防水利一覧	63
G - 3	消防団の状況	63
G - 4	地震災害時の部隊編成及び受持区域（消防署、国府分署）	64
G - 5	地震災害時の部隊編成及び受持区域（消防団）	65

#### 【 H . 避難】

H - 1	広域避難場所、指定避難所一覧	66
H - 2	緊急避難所一覧	67
H - 3	広域避難場所、指定避難道路位置図	69
H - 4	広域避難場所、指定避難道路の選定基準	70
H - 5	広域避難場所標識	71
H - 6	津波避難場所、避難ビル一覧	72

### 【 I . 備蓄、調達】

I - 1	防災備蓄倉庫等物資一覧表	73
I - 2	貯水量及び給水可能日数	74
I - 3	防災指定井戸一覧表	75
I - 4	給水備蓄資機材	76
I - 5	仮設トイレの整備状況	76
I - 6	大磯建設協会が保有する主要建設機械保有量一覧表	77

### 【 J . 輸送】

J - 1	公用車両保有台数一覧表	78
J - 2	自衛隊ヘリコプターの離着陸要領及び発着場選定基準	79
J - 3	県警察ヘリコプター臨時離着陸場選定基準	80
J - 4	車両通行止表示	81
J - 5	緊急通行車両標章	82
J - 6	緊急通行車両確認証明書	83
J - 7	緊急輸送路網図	84
J - 8	南関東（超大規模）地震発生時の交通規制図	85
J - 9	東海・県西部地震発災型交通規制図	86

### 【 K . 医療・救護】

K - 1	災害発生における医療救護活動実施計画	87
K - 2	医療機関等一覧表	89

### 【 L . 事業者の応急対策計画】

L - 1	神奈川中央交通（株）平塚営業所災害応急対策計画	90
L - 2	日本通運（株）厚木支店災害応急対策計画	92
L - 3	神奈川県トラック協会平塚地区支部災害応急対策計画	95
L - 4	東京電力災害応急対策計画	97
L - 5	NTT（東日本電信電話（株））災害応急対策計画	98
L - 6	NTT（（株）NTTドコモ）災害応急対策計画	100
L - 7	災害における応急給水の都県市水道事業体支援受入マニュアル（大磯町）	102
L - 8	下水道災害応急対策計画	105
L - 9	大磯駅災害応急対策計画	107
L - 10	LPガス災害応急対策計画	109
L - 11	東京ガス災害応急対策計画	110

## 【M . 協定・覚書等】

M - 1	災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定書	113
M - 2	神奈川県下消防相互応援協定書	116
M - 3	湘南地区災害時職員相互派遣に関する協定書	119
M - 4	湘南地区災害時職員相互派遣に関する協定の申合せ事項	121
M - 5	平塚市、大磯町、二宮町の災害時相互協力に関する協定	123
M - 6	平塚市、大磯町、二宮町の災害時相互協力に関する協定実施細目	125
M - 7	災害時における大磯町、江差町相互の応援に関する協定	126
M - 8	災害時における大磯町、江差町相互の応援に関する協定実施細目	128
M - 9	東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定書	129
M - 10	姉妹都市災害時相互応援に関する協定書	132
M - 11	災害時における医療救護活動についての協定書	135
M - 12	災害時における医療救護活動及び救急医薬品等の調達に関する協定書	137
M - 13	災害用医薬品等の備蓄に関する協定書	139
M - 14	災害時における後方支援病院の医療救護支援活動についての協定書	140
M - 15	覚書	142
M - 16	応急給水支援の事務処理に関する覚書	143
M - 17 - 1	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	145
M - 17 - 2	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	147
M - 17 - 3	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	149
M - 17 - 4	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	151
M - 17 - 5	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	153
M - 18	災害時における大磯郵便局及び大磯町間の協力に関する覚書	155
M - 19	災害時におけるLPG（液化石油ガス）の調達に関する協定書	157
M - 20	災害時における燃料調達に関する協定書	159
M - 21	災害時における米穀調達に関する協定書	161
M - 22	災害時におけるボランティア活動に関する協定書	163
M - 23 - 1	非常災害時における避難所相互利用協定書	165
M - 23 - 2	非常災害時における避難所相互利用協定書の一部を変更する協定書	167
M - 24	災害時における避難施設としての施設使用に関する協定書	168
M - 25	災害時における一時避難場所としての施設使用に関する協定書	170
M - 26	災害時における知的障害者等の緊急受入に関する協定書	173
M - 27 - 1	災害時における重度要介護認定者等の緊急受入に関する協定書	175
M - 27 - 2	災害時における重度要介護認定者等の緊急受入に関する協定書	177
M - 28	災害時の動物救護活動に関する協定	179
M - 29	災害時における貨物自動車輸送の協力に関する協定書	181

M - 30	災害時における応急復旧工事等の協力に関する協定書	183
M - 31	応急給水支援の事務処理に関する覚書	186
M - 32	災害時の情報交換に関する協定	188
M - 33	神奈川県災害情報管理システム端末装置の設置、管理等に関する協定書	190
M - 34 - 1	神奈川県震度情報テレメータシステム震度計測装置の設置、管理等に関する協定書	192
M - 34 - 2	神奈川県震度情報テレメータシステム震度計測装置の設置、管理等に関する変更協定書	194
M - 35 - 1	災害時における災害広報活動の協力に関する協定書	196
M - 35 - 2	災害時における災害広報活動の協力に関する協定書	198
M - 36	大磯町とかながわ自主防災航空との災害時における協力に関する協定書	200
M - 37	大磯町災害時非常無線通信の協力に関する協定書	202
M - 38	神奈川県立平塚工科高等学校との防災訓練に係る協力協定書	203

#### 【N . 申請書、報告書等様式】

N - 1	災害情報連絡票	205
N - 2	人的・建物・災害被害報告	206
N - 3	公共施設等被害報告	207
N - 4	確定報告	208
N - 5	避難状況・救護所開設状況報告	209
N - 6	行方不明者捜索申出受付票	210
N - 7	遺体処理票	211
N - 8	埋・火葬処理票	212
N - 9	り災証明申請書	213
N - 10	り災証明書	214
N - 11	り災証明申請書（火災関係）	215
N - 12	り災証明書（火災関係）	216

#### 【Z . その他】

Z - 1	被害の分類認定基準	217
Z - 2	応急危険度判定活動体系図	221
Z - 3	応急仮設住宅標準仕様	222
Z - 4	気象庁震度階級関連解説表	225
Z - 5	東海地震注意情報発生時、警戒宣言発令時の町民への呼びかけ放送案文	230